

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員会

委員名簿

		氏名	所属・役職	
1	①	石田 康典	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長	P.2
2	②	織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表	P.3
3	③	木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事	P.7
4	④	黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長	P.19
5		近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官	
6	⑤	杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー	P.45
7	⑥	杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室 室長	P.47
8	⑦	鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J） 理事	P.50
9	③	田辺 有輝	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター（JACSES） プログラム・ディレクター	P.7
10		原嶋 洋平 （座長）	拓殖大学 国際学部 教授	
11	⑧	日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事	P.56
12	⑨	三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事	P.60
13	⑩	村山 武彦 （座長代理）	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授	P.62
14	⑪	持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐	P.65
15		八木 浩治	外務省 国際協力局 事業管理室 室長	
16		山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 会長	

（敬称略、50音順）

JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会  
第四回諮問委員会への意見書

2020年10月20日

石田 康典

標記諮問委員会での論点整理に関して、以下の三点について、意見を申し上げます。

1. カテゴリ A 案件について公開する環境アセスメント（EIA）報告書は、原則、承認版ではなく、ドラフト版で対応するように改善すべきと考える。つまり、EIA 報告書のドラフト版をもって、環境レビューを開始するとともに、公開期間の起算点を EIA 報告書のドラフト版公開日とするべきと考える。なぜならば、相手国政府のニーズに応えるとともに、開発効果の早期発現を実現するため、環境社会配慮に支障が出ない範囲で、支援の迅速化に取り組むことは、大変重要な論点であり、従来、日本政府・JICA は制度改善に取り組んできている。また、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）も原則ドラフト版で対応していることを踏まえると、ドラフト版での対応は、環境社会配慮に支障が出ない範囲であるというグローバルスタンダードに沿った対応であると考えられる。【テーマ②】
2. 他援助機関や開発金融機関との協調融資において、各機関のルールとの齟齬により、迅速な案件形成の障害となる場合、EIA 報告書等の公開期間は柔軟化すべきと考える。世界銀行や ADB は、JICA と同様に公開期間 120 日で運用しているため、上述のとおり、ドラフト版で対応するように改善した場合、円借款において、公開期間ルールにより、大きな齟齬が生じることは想定されない。他方、世界銀行グループの一員である国際金融公社（IFC）は、公開期間 60 日で運用しているため、JICA 海外投融資においては、大きな齟齬が生じる。ソブリン案件とノンソブリン案件では、案件形成スピードは異なり、事業の性質、及びグローバルスタンダードに沿った運用を行うべきと考える。【テーマ②】
3. 保護区取り扱い規定について、先方政府からの要請に応じて、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制、及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切であると考えられる。世界銀行の環境社会基準（ESS）で採用された生息地区分に基づいた事業実施可否基準や、JICA 及び他援助機関のプラクティスを参考にしつつ、ルールメイキングするべきと考える。【テーマ⑦】

以上

以下では、現行の JICA ガイドラインおよび提示された論点に従って意見を述べる。

## 1. 論点① 理念、気候変動

### (1) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを重要事項とする

JICA ガイドライン 1.4 基本方針（重要事項）に、新しい項目として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを進める」を加えるよう提案する。そこには「女性の参画の促進、能力と強化、ジェンダーに基づく社会的脆弱性、特に女性のニーズへの配慮と保護、女性と女児に対する暴力防止、女性の権利を含む人権の尊重に取り組む」などを含める。これにより、ガイドラインが扱う事項やプロセスにおいて一貫性をもってジェンダー配慮に取り組める。なお、この内容は「開発協力大綱」、「女性の活躍推進のための開発戦略」、「2030 アジェンダ・SDGs」などの政府方針や国際的潮流とも合致する。人権、ジェンダーは論点⑤のテーマにもあるが、他の論点にも関係することから基本方針に含めることが重要と考える。

### (2) 人権基準、人権尊重条件の明記

人権に関しては、現行ガイドラインでは、「序」、「1.1 理念」「2.5 社会環境と人権への配慮」において、世界人権宣言、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を挙げ、環境社会配慮を通じて人権を尊重するとの方針を示している。また、人権侵害が起きる危険がある対象（脆弱な立場にある人びとや先住民族）を例示し、さらに人権尊重に必要な民主的意思決定、ステークホルダーの参加、情報の透明性、説明責任等の条件を示している。これらの点は改定ガイドラインにおいても引き続き明記されるべきと考える。

### (3) 質の高いインフラ投資の推進に関しては「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」(2019) 原則 5 インフラ投資への社会配慮の統合 への言及が重要と考える。G20 原則 5.3 には「インフラ投資により創出される機会を通じて、女性のエンパワーメントを如何に促進するかを、特に考慮すべき。女性の権利は、労働市場への参加や、技能研修、職業安全及び保健に関する政策などの職場環境の整備において尊重されるべき。」とあり、後述する⑥労働とも重なる。

## 2. 論点⑤ 人権、ステークホルダー

### (4) （助言 1）「国際的人権基準の尊重の理念に基づき、難民、国内避難民、高齢者、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等を JICA GL あるいは FAQ において例示することが望ましい。また、複合的・交差的要因による脆弱性にも留意する必要がある。」を支持する。なお世銀では、性的志向・性自認(SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity)は、非差別と包摂性という文脈で、性及びジェンダー別少数者(SGMs)を脆弱なグループとしている（Good Practice Note (2019)）。

(5) ステークホルダー分析におけるジェンダー視点と世帯内分析

現行ガイドラインおよび FAQ では、ステークホルダー分析にあたりジェンダー別に行うとは規定していない。改定に当たり明記する必要がある。なお、世銀 ESF では生計分析にあたり、世帯内でも男女の生計手段が異なる場合や、土地の補償の選好に関する男女の違いがあることから、世帯単位ではなく世帯内の構成員別の調査が重要であることに注意を喚起している(ESS5 p.56)。今後社会経済調査で留意されるべき視点である。

(6) 意味ある参加・ステークホルダー協議、社会的合意

現行ガイドラインでは、ステークホルダーの意味ある協議への参加を通じての社会的合意形成を重視している。意味ある参加に関する定義は JICA ガイドラインでは「双方向のコミュニケーション」のみだが (FAQ)、世銀 ESS10 ではより詳細なプロセスを示していることから (p.99)、ESS10 の記載事項を援用することが有用と考える。なお、参加者の性別統計などの、現行のガイドラインの下で行われている、ステークホルダー協議への女性の参加を保障するための配慮は依然重要である。

3. 論点⑥労働、コミュニティ

(7) 労働の場におけるハラスメント防止

世銀 ESS 2 -para13 およびガイダンスノート GN13.4 では、労働の場におけるハラスメントの防止対策とそれがジェンダーを軸に起きやすいことに注意を喚起している。JICA では既に契約約款(GC)において差別の禁止や平等な機会の提供などの対応が書かれているとのことであるが、環境社会配慮の一環として労働管理手順またはそれに類するものに、ジェンダーに基づくものを含むハラスメントの防止を記載することは強いメッセージである。

(8) 子どもの危険労働

現行 JICA ガイドラインでは子どもの権利が影響配慮のチェック項目に含まれており、しばしば児童労働に言及されてきた。EES2 でも児童労働や子どもの強制労働について言及されており、子どもの危険労働とは、健康、安全の観点からだけでなく子どものモラルを危うくするものと定義されている。そして、地下労働などと並んで性的虐待(sexual abuse)が例示されている(p.33 注)。改正ガイドラインまたは FAQ でも子どもの権利侵害の例として示すことは可能ではないか。

(9) ジェンダーに基づく暴力

世銀 ESS4 のガイダンスノートでは、プロジェクトの労働者と地域コミュニティの接触によるリスクとして、ジェンダーに基づく暴力 (GBV: Gender Based Violence) や子どもに対する性的搾取・虐待 (SEA: Sexual Exploitation and Abuse) が挙げられている。重要な視点だと考える。なお、世銀 ESF では、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント(SEA/SH)および GBV に関する Good Practice Note を作成しており、GBV を工事に伴うリスクと認識、対策を求めている。GBV は論点⑥だけでなく JICA のガイドライン全体を通じて明示的に示

すべき課題と考える。

#### 4. 論点⑧住民移転、先住民族

(10) 住民移転計画の作成と実行にあたっては、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべき（助言 3）。ESS5 では、配慮の例として、土地所有名義や補償金の支払いにあたり夫婦名義を可能にすること、女性が土地所有権と認められないなどの場合は別の補完的措置をとること、職業訓練、就業機会支援におけるジェンダー配慮の必要性を挙げている（para20 注 18）。このような具体的な方法は FAQ などで紹介することで、配慮しやすくなる。

(11) FPIC（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）

世界銀行 ESS7 の定義の通り、Free, Prior, and Informed Consent: FPIC を（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）とすべきである。現行のガイドラインでは、十分な協議は、社会的合意の条件であったが、ESS7 では、自由と十分な情報が合意の条件となっている。自由と十分な情報へのアクセスにはジェンダー格差がありうることから、合意形成プロセスを確認するに当たっては、ジェンダー視点を取り入れることが必要である。

1 異議申立てに至らないケースに関する情報

要綱の項目7. 申立人の要件、8. 異議申立の期間、9. 申立書の内容によると、申立人は、被害を認識し、異議申し立ての可能性とプロセスを知り、相手国およびJICAと対話し、申立てに必要な情報を収集し、所定の内容の申立書を作成、案件が終了する期間内に提出しなければならない。交通や通信の不便な地域で暮らす公用語以外を母語とする住民にとっては、非常にハードルが高いと思われる。このため、異議申立てに至らないケースが多いのではないかと考えられる。これら異議申立てをあきらめた住民の意見を収集することは、異議申し立て手続き要綱の見直しに重要である。

2 異議申し立ての条件—JICAの事業担当部署との対話

申立人は、異議申立を行う前に、JICAの事業担当部署と対話を行うことが求められている。日本語であってもJICAのような複雑な組織の事業担当部署にたどり着くのは容易ではないことを考えると、前述のような、交通や通信の不便な地域で暮らす公用語以外を母語とする住民にとっては非常に困難であると思える。相手国等との対話に向けた努力については、やむを得ない事情がある場合には省略が認められていることから、JICAの事業担当部署との対話についても同様に事情により考慮するようにすべきではないか。

3 二つの異なる目的のための活動の区別と外部専門家の活用

要綱の異議申立手続のプロセスでは、審査役は予備調査の後2カ月以内にガイドライン遵守にかかる事実の調査と紛争解決に向けた対話の促進の二つの目的のための活動をする事になっている。これは審査役にとって厳しいだけでなく、時間的制約のため、現地の申立人や住民が、ガイドライン遵守にかかる調査と紛争解決に向けた対話の区別をしにくくなり、中立性に対する信頼性も失われかねない。まず要綱で調査が先で続いて対話の促進のための活動が行われるべきことをそれぞれの期間を区別して明記し、二つの活動が時系列で行われるものであることを示すべきと考える。その上で被害を受けている人たちの苦痛の早期解決のため、外部の専門家の投入などによる調査の加速化が必要となろう。外部専門家の活用については、現要綱では事務局の項に書かれているが、10. 異議申立手続のプロセスに書き込む方がよいのではないか。

4 「中立性」担保の制度化

基本方針にある「中立性」の担保は、もっぱら審査役の誠実な対応に依拠している。審査役は、事業担当部署、協力事業を実施する側、協力事業に異議を唱える側のいずれにも属さないことが求められているが、JICAの理事長直属であり、外部からみればJICAに属すると見られることはやむを得ず、審査役の誠実な対応だけで中立性を担保するのは困難ではないかと推察する。申立人が納得する形で中立性を保つためには、例えばJICAの職員が調査に同行しない、などの制度化が必要なのではないか。なお、審査役を補佐する外部の専門家は直接住民と接するなど重要な役目を果たす可能性があるため、中立性を担保するため選定条件を明確に示すことが求められる。また、「独立性」は審査役がJICA内の事業担当部署から独立している意味だが、外部から見ると「中立的」と同義と受け止められかねない。用語の検討を要す。

国際協力機構（JICA）理事長 北岡伸一 様

CC：JICA 環境社会配慮助言委員各位

## 国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン改定に向けた NGO 提言

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

国際環境 NGO FoE Japan

メコン・ウォッチ

国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン（2010年7月1日施行）では、「施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う」と規定されている。これを受けて、10月16日、JICA はレビュー調査の最終報告書案を公開し、パブリックコメントの受付を行っている。

私たちは、JICA が支援してきた／支援予定のプロジェクトを市民の立場からモニターし、環境的・社会的に負の影響がある場合やガイドラインの実施に問題がある場合には、解決・改善するために活動してきた。そのような立場から、JICA を含め多くの関係者と私たちの問題意識を共有し、ガイドラインの基準また実施向上に役立てたいと考え、本提言を作成した。JICA に対して、透明性と説明責任を確保したプロセスでガイドラインの改定作業を開始し、以下の点を反映するよう要請する。

### 1. ステークホルダーから指摘があった場合の対応（ガイドライン 1.4 重要事項 4）

ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取った場合、JICA による当該ステークホルダーへの「適切かつ速やか」な回答を要件とするべきである。

➤ 現行ガイドラインでは、「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する」と規定されているが、ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取っても返信を行っていないケースが散見される。問題の早期解決・改善のためにも、JICA はステークホルダーに適切な方法・様式で、速やかな回答をするべきである。

事例：ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業 — 影響住民グループが JICA に複数回レターを提出し、2014年4月7日にも、4月23～25日の面談を要請したが、JICA は返答をせぬまま、4月23日に区域 A への出資を決定した。

事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を求める書簡を JICA に3度提出したが、JICA からの返答はなく、住民グループが4回目の書簡を JICA に提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談を行なった。その後、さらに1度、住民グループから書簡が提出されたが、JICA からの返答はなかった。

➤ 異議申し立て手続きでは JICA との事前の対話を異議申し立ての要件としているが、そもそも JICA からの返答がなければ対話は成立しない。

## 2. 協調融資におけるコモンアプローチ（ガイドライン 1.6）

JICA は協調融資においてコモンアプローチを採用する場合であっても、JICA ガイドラインを満たしていることを要件とするべきである。

- JICA ガイドラインでは別紙 1 に示された相手国等に求める要件は原則を記載するにとどまっており、詳細な手続きは、世界銀行のセーフガードポリシーとの乖離を確認することとしてきた。世界銀行や ADB のセーフガード政策では、一定の条件に基づいて、協調融資におけるコモンアプローチの採用を可能としているが、これらの国際機関の政策は詳細な要件が含まれているためである。したがって、JICA が協調融資においてコモンアプローチを採用する場合は、その共通化されたアプローチが JICA ガイドラインを満たしていることを要件とするべきである。

## 3. カテゴリ分類（ガイドライン 2.2.2～5）

カテゴリ分類については、現行の A、B、C、FI を維持するべきである。

- 世界銀行はリスクに応じて 4 つのカテゴリ分類を新たに採用しているが、各カテゴリの定義、各カテゴリにおける要件の違いが不明確である。

## 4. 人権状況の把握方法（ガイドライン 2.5.2）

人権の状況把握にあたり、JICA が協力事業の実施機関のみでなく、「影響住民、学識経験者や人権 NGO への聞き取り」を通じて確認を行なうことが重要である点を明記するべきである。

- 現行ガイドラインでは、「協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握」と規定されているが、表現の自由など基本的人権が脅かされている場合でも、実施機関等からの報告を重視する JICA が基本的人権等の権利が制限されていると認識していないケースが散見される。  
事例：ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業 — 移転住民のなかに、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいたこと、また、「土地の補償を求めるなら、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされたことが住民から報告されている（異議申立書にも記載されている）。  
事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — プロジェクトに反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されている。
- 個別の協力事業に関連して公権力による弾圧・人権侵害が起きている場合、その人権状況を実施機関や当該国の警察機構に確認しても、往々にして「弾圧・人権侵害はない」と主張することが推測されるため、それだけでは、人権状況の把握方法として不十分である。
- 一党または少数の政党が独裁的な政権運営を行なっている国のうち、SNS 上の発言を制限するまたは、政府批判を違法とするセキュリティ関連法があるか否かを事前に十分に把握できておらず、事業実施時に住民が事業に対し自由に発言できるよう特別な配慮がなされていない。

## 5. 環境アセスメント報告書のドラフト公開と公開期間（ガイドライン 3.2.1 (1) 2）

JICA の環境レビューは、環境アセスメント報告書のドラフト版を受け取った段階で開始することを可能にするが、環境アセスメント報告書の承認版及び環境許認可証明書を含意文書締結 120 日前までに公開

する規定は維持するべきである。なお、ドラフト版に基づいて環境レビューを開始した場合は、ドラフト版を速やかに公開するべきである。

- 国際金融機関と異なり、JICA はこれまでもホスト国の環境社会配慮制度を尊重するプロセスを採用してきた。したがって、環境アセスメント報告書の承認版と環境許認可証明書に基づいた環境レビュープロセスは維持するべきである。

## 6. 環境社会配慮文書の翻訳版の公開（ガイドライン 3.2.1 (1) 2）

JICA が環境レビューにおいて環境社会配慮文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開することを要件とするべきである。

- 現行ガイドラインでは、「相手国等の了解を前提に主要な文書の翻訳版を公開する」と規定されている。しかし、JICA が参照する翻訳版と正本版に齟齬がある状態で環境レビューが実施され、その齟齬が重大な環境社会影響に係る内容であった場合、JICA は当該事業の支援の判断においてリスクを背負うことになる。情報公開をすることによって、翻訳版がより多くのステークホルダーにより精査され、環境レビューの質が上がることのメリットも考慮するべきである。

## 7. カテゴリ FI 及び環境社会配慮フレームワーク（ガイドライン 3.2.1 (4) 3）

カテゴリ A 相当のサブプロジェクトについては、現行ガイドライン通り、JICA の環境レビューと情報公開は維持するべきである。

- 現行ガイドラインでは、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合はカテゴリ FI に分類される。JICA は融資承諾前に金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力（環境社会配慮フレームワーク）を確認するが、融資承諾後にカテゴリ A 相当のサブプロジェクトが含まれることが見込まれる場合は、JICA が環境レビュー及び情報公開を行うことになっている。融資承諾前の環境社会配慮フレームワークの確認のみでは融資機関側のリスクを高めることになり、そのようなアプローチは採用するべきではない。

## 8. エンジニアリング・サービス（E/S）借款の環境レビュー（ガイドライン 3.2.1 (5) 2）

エンジニアリング・サービス（E/S）借款供与中に環境社会面の影響や地域住民への被害が発生する場合には、環境レビュー及びモニタリングを省略するべきではない。

- 現行ガイドラインでは、「当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする」と規定されているため、E/S 借款供与中に環境社会面の影響や地域住民への被害がすでに発生し、環境社会配慮上の要件を満たしていない場合でも、JICA が E/S 借款の貸付実行を継続し、適切な環境社会配慮が行われないうまま、プロジェクトが進められている。

事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 社会的合意の欠如、環境アセスメント報告書や環境許認可証明書の違法性、用地取得における適切な手続きの不備、プロジェクトに反対する住民への弾圧・人権侵害など、「環境社会配慮上の要件を満たしていない」というさまざまな指摘が住民・NGO からなされているにもかかわらず、また、用地取得等による生計手段の喪失など、すでに住民が被害

を被っているにもかかわらず、JICAは「本体借款に係るインドネシア政府からの正式要請が依然なされていない」ことを理由に、「正式要請後の本体借款にかかる環境レビューにおいて、詳細を確認する」とし、E/S 借款の貸付実行を続けている。結果として、JICAは、環境社会面の問題をより早期に解決・改善するためにとれるはずの適切な対応をとることもなく、問題解決の図られない状況のまま、プロジェクトが進捗している。

#### 9. JICAによるモニタリング確認結果の公開（ガイドライン3.2.2.7）

カテゴリ A のプロジェクトと環境社会配慮委員会で議論の行われたカテゴリ B のプロジェクトについて、相手国等から入手した環境社会モニタリング報告書の公開を要件とするべきである。

➤ 現行ガイドラインでは、「相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する」と規定されているが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになる。

事例：マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 — モニタリング報告書が公開されておらず、現地ステークホルダーから補償の支払いや生計回復が不十分であると指摘されているにもかかわらず、補償や生計回復の実施率が公開されない状況が続いている。

➤ ADB では環境・社会モニタリング報告書の公開を借入人等の要件としている。

#### 10. 政策に影響のあるマスタープラン策定における現地ステークホルダーとの協議（ガイドライン3.4.）

電力マスタープランや地域の開発マスタープランなど、プロジェクト対象国の政策に大きな影響を長期的にわたって与える案件については、カテゴリ分類にかかわらず、また、当該国で戦略的環境アセスメント等で開催が義務付けられていない場合でも、幅広い現地ステークホルダーとの協議を行い、その結果を反映させる。

➤ ミャンマーの電力マスタープラン作成を支援した「電力開発計画プログラム形成準備調査」では、幅広い現地ステークホルダーとの協議が行われなかった。その結果、ミャンマーの市民社会が強い懸念を示してきた石炭が将来の電源の3分の1を占めるようなプランが策定されており、関心を有する市民社会の意見が適切に反映されていない。カテゴリAと同様のステークホルダー分析が行われていれば、幅広い参加が確保された可能性がある。世銀では、ミャンマー全国電化計画（Myanmar National Electrification Plan (NEP)）に関する協議会（登録制）が、少なくともヤンゴン市内で開催されている。

#### 11. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件（ガイドライン別紙1）

JICAは、別紙1で「気候変動」の項目を新たに設け、「スコープ1及び2で一定以上の温室効果ガス(GHG)を排出するプロジェクトにおいて、想定GHG排出量が算出・公開されていなければならない」ことを要件とするべきである。

➤ IFC及びADBではスコープ1及び2で一定以上のGHGを排出するプロジェクトにおいて、排出量の予測値の定量化と年1回の算出を要件としている。ADBではESIAを通じた公表を求めている。

## 12. 地域社会・労働者の安全・保安に関する要件（ガイドライン別紙1）

JICA は、別紙1で「地域社会・労働者の安全・保安」の項目を新たに設け、「保安要員の利用、あるいは、要請・黙認による当該国の軍・警察等の関与が、地域住民・労働者の安全を侵害してはならない」ことを要件とするべきである。

- 現行ガイドラインの運用上、保安要員や軍・警察等による地域住民の安全に係るリスクについては、どのような点で確認が行われているのか、明確ではない。（例えば、保安要員や地域住民との間のコンフリクトの発生の可能性などについて確認し、適切な対応を求めているか。）
- 地域住民の適切な参加を確保するためにも、保安要員や地域住民・労働者の安全等に係る規定について、ガイドラインに明示的に盛り込むべきである。

## 13. 移転・補償合意文書等の手交に関する要件（ガイドライン別紙1 非自発的住民移転1）

非自発的住民移転及び生計手段の喪失にかかる移転・補償対策の合意形成にあたり、資産調査結果が対象者に手交されなくてはならない。また、移転及び補償にかかる合意書の内容を対象者が理解していなければならず、合意書は対象者に速やかに手交されなくてはならない。

- 現行ガイドラインでは、「対象者との合意の上で」という文言はあるものの、補償に関する合意書や資産調査結果についての規定がなく、補償交渉の際、自分の資産内容を把握できていないケースや、合意書に署名をする際、対象者が合意の内容を理解しないまま署名してしまうケースがこれまでにあった。そうしたケースでは多くの場合、合意書（資産調査結果を含む）、もしくは、その複写さえ、対象者の手元に残されていなかったため、後日、合意の内容を確認できず、曖昧なまま、正当な補償措置を受けられない対象者がいる。もしくは、その補償措置が正当であるか否かも確認できない状況がある。したがって、影響住民に対する透明性のある手続きを確保する手段として、資産調査結果と合意書の速やかな手交が要件とされるべきである。

事例：ティラワ SEZ 開発事業 — 資産調査（社会経済調査の補足調査）の結果について、当該住民が認識・確認できておらず（複写が手交されておらず、近隣の事務所で閲覧可能であることを知らない）、十分な補償交渉ができていないケースが見られた。また、移転・補償に関して署名した合意書が速やかに手交されなかったため、協議・苦情申立てを速やかに行えず、必要な対応の遅れにつながった。

事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 小作農に対する作物補償の支払いに際し、資産調査の結果を当該住民が認識・確認できていないケースがあり（複写が手交されていない）、十分な補償交渉ができていないケースが見られた。また、小作農は合意書に署名する機会がなかったばかりか、補償金を受領した際に領収書等が一切手元に残されなかったため、補償額が正当であるか確認が困難となっている。

- 影響を受ける地域住民からの合意取得にあたっては、合意内容を対象者が理解していることが当然の前提であり、その正当性を確認するため、合意書が対象者に手交される必要がある。

## 14. 補償基準及び算出根拠の公開に関する要件（ガイドライン別紙1 非自発的住民移転2）

非自発的住民移転及び生計手段の喪失にかかる補償の基準は公開され、一貫性をもって各損失資産に適

用されなければならない。また、補償の算出根拠は文書化され、公開されなくてはならない。

- 現行ガイドラインでは、補償が「再取得価格に基づき」行われなければならないという規定はあるものの、再取得価格の算出根拠やその基準額（具体的な単価数値）の公開については規定がなく、補償対象である影響住民が算出根拠や補償基準を知る機会が確保されていない、つまり、補償対象者が補償額について適切に交渉するための情報提供が不十分であるケースが見られる。また、補償基準に一貫性がなく、同様の条件下にある補償対象者の間で補償受領額に不公平が生じているケースも見られる。したがって、不透明な補償交渉や汚職・不正を未然に防止するためにも、補償基準や算出根拠の公開が要件とされるべきである。

事例：ティラワ SEZ 開発事業 — 土地やその他の補償（家屋、作物、家畜等）について、市場価格の調査結果、および、補償基準（具体的な単価）が文書で公開されておらず（一部補償基準は口頭による説明有り）、補償金の基準が再取得価格として妥当であるか評価できない他、補償受領額の合計が正当であるかを補償対象者が確認できないケースが見られた。

事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 作物補償に係る市場価格の調査結果、および、補償基準（具体的な単価）について、文書でも口頭でも情報提供がなされておらず、補償金の基準が再取得価格として妥当であるか評価できない他、複数の補償対象者が実際に受領した補償額から計算した作物の補償基準額に一貫性がない状況が見られた。

- 世界銀行 ESS 5 の para 13 では、補償基準が公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならないこと、また、補償の算出基準が文書化され、影響住民に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされることが求められている。

## 15. 移行期間への支援に関する要件（ガイドライン別紙 1 非自発的住民移転 2）

物理的及び経済的移転が回避できない場合には、対象者が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるよう、「移行期間中の支援」が行われなくてはならない。

- 現行ガイドラインでは、移転住民が以前の生活水準や収入機会を改善又は少なくとも回復するための支援として、「土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる」ことが明記されているが、「移行期間中の支援」は含まれていない。しかし、実際に、元の生計手段から代替の生計手段への移行を余儀なくされた際に、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮がなされなかったため、影響住民が移行期間中に厳しい生活を強いられるケースが見られる。したがって、「移行期間中の支援」が要件として明示されるべきである。

事例：ティラワ SEZ 開発事業 — 同地域で長年、農業をしてきた農民は、当初、農業を続ける選択肢を与えられず、不慣れな賃金ベースの生計手段への移行を強いられた。また、家庭菜園や自然採集の機会減少による生活様式の転換も迫られた。しかし、この生計手段や生活様式の移行期間中に適切な配慮・支援がなされなかったため、借金漬けになるなど厳しい生活を強いられた移転世帯が見られる。

- 世界銀行 ESS 5 Annex1 の para29 では、経済的移転に伴い生計手段の変更や中断等が余儀なくされる場合に、移行期間への支援を RAP に含めるよう求めている。

#### 16. 住民移転計画の作成・公開時期に関する要件（ガイドライン別紙1 非自発的住民移転4）

移転・補償対象者に対する合意形成及び移転・補償措置の実施前に、住民移転計画の最終版が作成、公開されていなければならない。

- 現行ガイドラインでは、住民移転計画の作成、公開が要件とされているものの、そのタイミングについては明示されておらず、住民移転計画の最終版が作成、公開される前に移転・補償対象者が合意書に署名をさせられるケースや移転措置／補償金の支払いが始まるケースが見られる。つまり、補償内容が既成事実化され、住民移転計画の内容の意思決定に影響住民が適切な形で参加できていない状況が散見される。本来は、住民移転計画の最終版が作成・公開された後に対象者との合意形成が行われ、移転措置／補償支払いが実施されなくてはならない。したがって、住民移転計画の最終版の作成・公開時期にかかる要件が明示されるべきである。

事例：ティラワ SEZ 開発事業 — 区域 A では、多くの住民が住民移転計画ドラフト版が公開されていたのを知らず、コメント期間に意見表明することができなかった他、住民移転計画の最終版が完成する前に移転を強いられた。また、移転世帯の合意形成プロセスが住民移転計画ドラフト版の要約版の協議段階で開始された。つまり、合意時に対策は確定されていなかった。また、移転計画ドラフト版全文の公開以前に一部補償の支払いが開始された。つまり、対策内容が固まる前に、補償内容が既成事実化されていた。

事例：インDRAMユ石炭火力発電事業 — 土地収用計画（生計回復措置を含む）のドラフト版、および、最終版の公開前に地権者への合意形成プロセスと土地補償の支払いが開始された。また、土地収用計画ドラフト版の公開期間中で、実効性のある対策も準備されぬままに、すでにアクセス道路用の一部工事によって農作物に実害を被り、収入機会が減少した農民も出ている。

#### 17. 先住民族の合意に関する要件（ガイドライン別紙1 先住民族2）

プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意（FPIC）が得られていなければならない」ことを要件とするべきである。

- 世界銀行及び IFC は、影響を受ける先住民族の十分な情報が提供された上での自由な事前の合意（FPIC）を要件としている。

国際協力機構（JICA）理事長 北岡伸一 様

CC：環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会

## 国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン改定に向けた NGO 提言（追加）

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）  
国際環境 NGO FoE Japan  
メコン・ウォッチ

国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン（2010年7月1日施行）改定作業にあたり、私たちはすでに2019年11月14日付で「NGO 提言」を提出し、17項目にわたる要請を行なった。今般、それらに加え、以下の点についても要請したく、本書を提出する。

なお、今後、諮問委員会でガイドライン改定に向けたプロセスを進めるにあたっては、各論点に対して、各諮問委員、JICA、第三者からの意見とその根拠の網羅性を確保した議論が重要だと考える。この点については、「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」で作成・配布されていた「論点整理（案）」や「論点整理に係る議論のポイント」<sup>1</sup>を参考にしながら、以下のような形で分類整理した表の作成を提案する。

- ・テーマ別の論点（各諮問委員・NGO等から新たな論点として出されているものも含む）
- ・環境社会配慮助言委員会からの各論点に関連した助言
- ・各論点に関連する各諮問委員や第三者（NGO 提言）の意見・根拠
- ・JICA の意見・根拠ないし世銀 ESS の運用等

### 18. 現地ステークホルダーとの意味ある協議（ガイドライン 2.4.3） / 社会的合意に係る協議に関する要件（ガイドライン別紙 1 社会的合意 1）

- 現地ステークホルダーとの「意味ある協議」について、「文化的に適切かつ双方向のプロセス（操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態下での協議）」である点を明記するべきである。
- 社会的合意の要件として挙げられている「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議」について、「地域住民等のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向（操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態下での）の協議」とより具体的に明記し、要件とするべきである。

➤ 現行ガイドラインでは、現地ステークホルダーとの協議について、「意味ある協議」や「十分な協議」など協議の在り方に係る規定はあるものの、威圧や脅迫等の下で表現の自由など基本的人権が脅か

<sup>1</sup> <https://www.jica.go.jp/environment/guideline/kentou/documents.html>

されているケースにおいても、JICA が協議の在り方に係る問題点を認識していないケースが散見される。

事例：ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業 — 移転対象住民のなかに、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された世帯もいたこと、また、「土地の補償を求めるなら、裁判所へ行くように」との説明が政府当局からなされたことが住民から報告されている。

事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 地権者への用地取得に係る説明会に軍関係者が同席したことで、補償価格等について自由な発言をできないと感じた地権者がいたことが報告されている。また、プロジェクトに反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、事業に対する懸念を自由に発言することを躊躇する住民がでることは否めない。

- 世界銀行 ESS 10 の para 7 及び para 22 では、「意味ある協議」が「文化的に適切な方法」による協議であり、また「双方向のプロセス」としての協議であることが示されており、その具体的な記述として、「操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない」協議であることが明記されている。

以上

国際協力機構（JICA）理事長 北岡伸一 様

CC： JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員各位

## 国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドラインに基づく 異議申立手続要綱の見直しに関する NGO 意見書

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）  
国際環境 NGO FoE Japan  
メコン・ウォッチ

異議申立手続要綱（2010年7月施行）では、その見直しについて、「原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。」と規定されている。

この度、2020年8月より、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会」（以下、諮問委員会）が設置され、異議申立手続要綱の見直しについても同諮問委員会で議論が開始されるものと理解している。

異議申立手続きについては、これまでの利用者が計6案件にとどまることから、まず、異議申立手続制度の利用者となり得る JICA 支援案件の影響住民の同制度の認知度やアクセス性が検証されるべきであることは言うまでもない。

その上で、利用者の意見・評価に基づく見直しの検討が行われるべきであるが、なかでも、最初の異議申立案件となったミャンマー・ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業の経験を踏まえ、以下の点につき、特に要綱の見直しを要請したい。

### ● 独立した外部専門家の活用を促進する項目立てと文言

審査役は、予備調査、ガイドライン遵守にかかる事実の調査、紛争解決に向けた対話の促進、理事長指示の実施状況に関するヒアリング及び情報収集など、その職務を行うにあたって、必要に応じ独立した外部の専門家を活用することができる。

- 現行の要綱では、外部の専門家の活用に関し、「15. 事務局」の項目で、「審査役は、その職務を行うにあたって、必要に応じ外部の専門家を活用することができる。」と規定されている。しかし、外部の専門家の活用を想定しているのは、事務局の機能、つまり、事務処理のみではないため、同項目とは別に「外部の専門家」乃至「外部の専門家の活用」という項目を立てた上で、審査役のどの職務において外部の専門家の活用を想定しているのかについて明記すべきである。
- 審査役は常勤ではないため、職務の遂行、特に調査業務に十分な時間を充てられないことが想定される。しかし、その場合でも、異議申立内容に関して JICA 事業担当部署が提出する情報・データについて、その妥当性が、異議申立人／住民の意見を十分に踏まえた上で適切に検証されるべきである。したがって、審査役は、予備調査、ガイドライン遵守にかかる事実の調査、紛争解決に向けた

対話の促進、理事長指示の実施状況に関するヒアリング及び情報収集など調査業務において、より積極的に外部の専門家を活用しながら、現地調査や住民へのヒアリングをより十分な形で実施すべきである。

- 外部の専門家の選定にあたっては、異議申立人の信頼に足る「独立性」が確保されるべきである。特に、異議申立手続中の現地調査や住民へのヒアリングにおける JICA 職員（審査役事務局を含む）や JICA 専門家等の同行／同席は無用に本異議申立制度に対する疑義や不信感を招く可能性がある<sup>1</sup>。

事例：ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業 — 2014 年 7 月 16～20 日にかけて、審査役 1 名（事務局の JICA 職員が同行。一部、JICA 専門家等も同行。）による現地調査が実施され、ミャンマー政府当局、JICA ミャンマー事務所、移転住民、異議申立人グループ、NGO 等へのヒアリングが行なわれた。移転住民と申立人グループへのヒアリングの時間は計約 6 時間であった（通訳の時間を含む。また、移転住民へのヒアリングのうち、2 時間は申立人グループとは異なる状況にある JICA の推薦した住民 2 名へのヒアリングであった）。結果として、審査役の調査報告書では、異議申立内容を受けて JICA 事業担当部が提出した情報・データに関して、審査役が独自に十分な情報収集・精査・検証を行っていない箇所が複数みられた<sup>2</sup>。

以上

---

<sup>1</sup> [https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/opinion\\_mya01\\_150107.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/opinion_mya01_150107.pdf)（和訳）；  
[https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/objection/c8h0vm00008zvp4f-att/report\\_150107.pdf](https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/objection/c8h0vm00008zvp4f-att/report_150107.pdf)（英訳）

<sup>2</sup> [http://www.mekongwatch.org/PDF/rq\\_20141203.pdf](http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20141203.pdf)

## 異議申立要綱見直しに関する調査について

2020年10月20日

メコン・ウォッチ 木口由香

第三回諮問委員会において、要綱見直しに関し制度利用者に関しての調査は、「調査報告書に対する当事者からの意見書」を参考にすると事務局からご説明がありました。2010年より申立があった件数は6件、本調査に至ったケースは2件と少数です。より良い制度の運用・構築のためには、制度利用者の意見が重要と考えます。特に不採用になった事例からも、利用者が要件を満たす申し立てができなかった点を分析する必要があると考えます。

現地訪問などが難しい状況下に加え、利用者からするとかなりの時間の経過もありますが、今後の調査では、申立人への心情に配慮しつつ、申立人、もしくはその代理人が使用可能な言語で6件全てに対し聞き取り調査を行うべきではないかと考えます。それが困難な場合、少なくとも申し立てがあり、かつJICA現地事務所のある国では、現地公用語でホームページなどから意見募集を行うことをご検討いただきたくお願いします。

また、異議申立てに関する議論の開始前には、これまでJICAがどのように異議申立制度をプロジェクトの被影響者に広報してきたか、具体的な事例を含めお示してください。第三回諮問委員会で委員から指摘があったように、世界銀行の広報・ステークホルダーへの周知の状況等も比較情報として提示していただけるようお願いいたします。

以上

**環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループの助言に関するコンサルタントの立場からのコメント**

2020/10/20

JICA

企画部環境社会配慮審査課 御中

諮問委員 黒木浩則

平素よりお世話になっております。

第3回諮問委員会でご依頼のありました、現時点における「環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループの助言」に関して、コンサルタントの立場からコメントをとりまとめましたので、ここに提出致します。

個別案件で実務を担うコンサルタントの立場として、迅速かつ質の高いODA実施の一翼を担う事を認識し、新ガイドラインに示された内容について丁寧な調査、分析、十分な協議を行った上での現地ステークホルダーとの合意形成、そして質の高い総合的な報告書を作成することはきわめて大きな責任と自覚しております。しかしながら、一方では、拡大・多様化する項目について定められたコストと最小限の人員並びに厳しいスケジュールの中で速やかに実施する事も課題と認識しております。このため、ガイドラインの包括的検討に当たっては、特にこうした点に鑑みコメントさせて頂きました。

ご検討よろしくお願いたします。

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
① 理念、 気候 変動 に 対 する 助言 (2月 3日)	1.1 開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応  1.2 持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応	1. ガイドラインの「序」については、(i) SDGs 達成に向けた各国の実践と国際協力、および(ii)パリ協定を始めとした脱炭素社会構築に向けた気候変動対策の国際潮流を、大きな枠組みとして書き、「理念」にはその国際潮流と歩調があった形で、「開発協力大綱」で謳われている大きな方針（国際社会の平和、安定、繁栄を目指す。その為に我が国は積極的に貢献する。人間の安全保障の推進、国際協調主義など）を位置づけるのが適当と考える。この大綱の中に、『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅が重点課題としてあり、それに対応する一つの方針として、「質の高いインフラ投資の推進」があると位置づけるべきという考え方が示された。質の高い成長は、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含める。上記の大きな枠組み（理念の柱）を明確にした上で、重要な基本的な考え方（基本的人権の尊重、公平性、透明性、説明責任など）について指針と方策を JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）に位置づけることが適当。	1.	
		2. 「開発協力大綱」では前文において、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から開発のあらゆる段階において女性や社会的脆弱な立場にある地域住民を含む社会の多様な関係者の参画を確保するとしており、「理念」においてもこの点を反映すべき。	2.	
		3. 環境社会配慮、環境影響評価における基本的な認識としてミティゲーション・ヒエラルキー（回避＞最小化＞緩和＞代償）の考え方を明記するという考え方もある。大規模な環境社会リスクは可能な限り回避すべきであるが、これを避けられない場合は最小化、緩和、オフセットすべきである。中レベルから小レベルの環境社会リスクに対しては最小化（低減）の取り組みを適切とする考え方がある。	3.	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		4. (1) 現世代の環境社会配慮・環境保全の視点とどまらず、良好な自然環境を次世代さらにその次の世代に引き継ぐ視点、(2) 仙台防災枠組・レジリエンスの視点、を「理念」に明記すべき。	4. A)	具体的に個別プロジェクトでどのような因果関係があり、何を活動し、アウトプットとするかイメージできないのでご教示頂きたい。この防災を環境社会配慮で取り扱う場合、従来の環境社会配慮専門家では対応できないため別途防災の専門家等の配置が必要であると思われる。
		5. 国際的には、大規模排出源であり排出を長期間固定化することになる石炭火力発電が大きな議論になっていることに鑑み、パリ協定をはじめとした国際潮流の中での JICA としての石炭火力発電所への支援についての考え方を明記すべきとの意見があった。これに対して、今後長期に運用される JICA GL の理念として、特定の一セクターについて言及するのはバランスを欠いているのではないかと意見があった。	5.	
1.3 事業による温室効果ガス (GHG) 排出量の推計		6. 気候変動への負の影響を適切に把握・対応するために、個別事業の GHG 総排出量の推計が求められる。GHG 総排出量の推計は、一定以上の排出量が想定される事業について、国際的に認められた手法によって、プロジェクトライフ中に排出量が固定化されることも考慮して行うことが必要。一方、サプライチェーンにおける GHG 排出量の推計をこれに含めることは重要であることの認識を確認する一方、すべての事業で推計することは技術的・労力的に困難を伴うことが予想され、今後の中長期の課題であると認識する。	6. A)	ライフサイクル（イニシャル部分含む）GHGs の排出量を予測するのであれば、必ずしもプラスとなる可能性はないことも考慮する必要がある。 JICA 調査報告書、EIA で明確にしたいのが排出量、削減量、または双方なのかを諮問委員会で議論の上場、GL・FAQ、案件の指示書等で明確にすべきである。 過去の案件では削減量のみ記載されている報告書が多く見られた。削減量が出ている場合は排出量も計算されているが、明確にレポートで排出量まで記載されているケースは多くはないと理解している。現時点で JICA・コンサルタントとしては、GHG については削減・改善を重要視しているが、国際的な潮流や助言委員としては開発によってどれぐらい排出されるのか懸念事項となっており、現在の視点が異なると理解しているため、GL 上の GHG の扱いについて議論が必要と考える。

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
				<p>B) 左記懸念されているとおり、推計の範囲や条件により、その精度も労力も大きく変わる。また、プロジェクトフェイズ（MP、FS等）により代替案の範囲も変わるため、この点も考慮に入れる必要がある。案件全体を見ると GHG は環境社会配慮の一部であり、多くの時間を GHG に割く場合は、他の影響項目に対応する時間が削減されるため、精度の目安となるコンサルタントの作業日数についても配慮すべきである（例：データ収集も入れて2日程度の作業、1週間程度の作業）。</p> <p>C) 気候変動緩和策という点では、事業全体では CO2 排出量は増えるが、適応という点では十分なキャパシティ（例：橋梁案件では余裕を持った橋桁の高さを確保する等）をもったインフラは整備可能なので、気候変動に対応するという事はいえる場合もあるのではないか。</p> <p>D) 推計方法が確立していないセクターについて、推計するよう要請されたことがある。対象セクターと推計方法について FAQ 等での具体的説明を示していただきたい。</p> <p>E) WB の ESS-3 では、有意の CO2 発生源は「energy, transport, heavy industry, building materials, agriculture, forest products, and waste management」との記載（ESS3, GN16.3）がある一方で、本文（ESS 3-Para.16）には「多様且つ小規模な発生源、又は GHG 排出が重大でないと考えられる事業は GHG 排出量は不要」とある。JICA GL でもどこかで線引きの明示が必要ではないか。</p>
		7. 個別事業の排出量推計は重要である一方、個別事業の支援検討において、相手国全体の排出削減目標への貢献、更には国際社会が共有する排出削減目標への貢献の観点の本質的に検証されることが重要。他方、	7.	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		個別事業における環境社会配慮と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別する必要がある点を認識し、個別事業においてこれら目標との整合性をどのように図るか、および JICA GL の対象とするかは慎重な議論が必要。		
1.4 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析	8. GHG 排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン策定、個別事業形成、詳細設計と段階に応じて検討の範囲が異なる。個別事業形成段階では、赤道原則（付属書 A）にある高炭素セクターの例等を参考に、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術（BAT=Best Available Technologies）の採用等を勘案しながら、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果のある代替案を検討することが適当。	8. A)	プロジェクトのフェーズ（MP、FS など）に応じた代替案をベースとして GHGs の定量化の検討を行うこととなるが、代替案毎に GHGs の定量化を行うことは、かなりの手間、コスト、期間が必要となる。このため事業によって大きく GHG の排出量が異なるケースのみ代替案毎の GHGs 定量化を実施すべきである。	
1.5 世銀 ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮	9. 構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、世界各地の周辺コミュニティの衛生と安全の観点から（1）構造物の安全配慮・強靱性の視点と、（2）気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響の視点があり、環境社会配慮は後者を念頭において行うことが適当。ただし、環境影響リスク分析の範囲・深度は技術的・労力的にも課題と認識する。	9. A)	<p>A) 労力の観点から、気候変動の因子を明確にした上で分析対象とすべきである。例として海面上昇、降雨量など。これらを FAQ やカテゴリ B 執筆要領に事例として記載すべきである。 ※ 補足であるが、カテゴリ B 執筆要領の存在、要件、意義について諮問委員会へのご説明をお願いしたい</p> <p>B) 構造物の設計・建設における気候変動の考慮を環境社会配慮の範疇に入れる場合は、JICA 内（職員・専門員など）、助言委員会でも専門家の配置が必要になる。</p> <p>C) 構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、最近の協力準備調査や詳細計画策定調査で実施されている「気候リスク評価」（JICA Climate-FIT (Adaptation) ガイダンスに基づく）に含まれるものと理解するが、これを環境社会配慮の文脈で実施するのであれば、「気候リスク評価」についても助言委員会にて説明・議論する必要があるのではないか。気候リスク評価の位置づけ、コンサル側の作業労力についても検討すべきである。</p>	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
② 対象事業、情報公開に対する助言 (3月2日)	2.1「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）及び Green Climate Fund からの受託事業を含めることの要否」	1. 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業については、現状通り、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針であることを周知するとともに、提案企業が適切な環境社会配慮が行えるような説明と財務上の支援などが必要である。	10.	
		2. Green Climate Fund（以下、GCF）、及び GCF 以外の受託事業についても適切な環境社会配慮が行われるよう留意すること。	11.	A) Green Climate Fund 対象事業での環境社会配慮を理解するために、想定される案件についてご教示頂きたい。
		3. 次の JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICAGL」）改定までの今後 10 年の将来を見据えて、新 JICAGL 施行後に新しいスキームが創設された場合の JICA GL の適否あるいは適用の方法に関する基本的考え方を整理すること。その考え方として、個別の新スキームの性質の特徴から JICA GL の適否を都度検討する考え方、または原則すべてのスキーム・事業を JICAGL 適用と位置づけた上で、負の環境社会面の影響が小さいスキーム・事業を適用除外とする考え方が出された。なお、スキームごとの JICA GL の適否については、なんらかの形で公表されることが望ましいとの意見があった。	12.	
2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」	4. コモンアプローチの在り方については、引き続き他の機関の動向を注視すること。	13.	A) 「他の機関」がどの機関を想定されているのか例示して頂きたい。理想的にはバイラテラルのドナーと世銀のコモンアプローチの事例を参照すべきだが、バイラテラルのドナーの場合は情報公開量が少ないため、JICA 側からその事例について共有頂きたい。 B) WB との協調融資案件でのコモンアプローチとなった場合、WB の	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
				<p>ESF と JICAGL には主に手続き上でギャップがあるが、その場合はどのようにコモンアプローチを適用する予定かご説明頂きたい。</p> <p>(例として、カテゴリ A 案件の EIA の 120 日公開、ESCP、SEP、LMP、ERP 作成、労働者向けの苦情処理メカニズム (GRM)、環境社会モニタリング結果の公開等が手続き上のギャップと考えられる)</p>
		<p>5. 協調融資などを行う際には、異なる機関の手続きが借入人の負担増とならないよう留意し、JICAGL 遵守を確保しつつ、部分的に共通化できるところから取り組んでいくことが適当。例えば、プロセス面においては、備上するコンサルタントの共通化やレンダー間ミーティングの早期実施等を導入することにより、手続きの重複を可能な限りなくすことが考えられる。</p>	<p>14. A)  B)</p>	<p>制度のみならず、技術的な点についても他機関と細かいギャップがあることから、本当にコモンアプローチを取り入れるのであれば、調査や分析手法などの技術的なものについても共通化が必要である。</p> <p>B) 協調融資の際には、一般的には貸し手の 1 機関が環境社会配慮の主担当となるため、JICA の関与が限定的になる可能性がある (例：ADB 案件で作成支援した EIA を JICA が審査する。モニタリングも ADB が監理し、その後 JICA へ共有等)。手続きにかかる話なので JICA 職員以外は詳細を把握していないため、JICA での協調融資の過去の事例・課題について説明をして頂きたい。</p>
		<p>6. カテゴリ A 案件において協調融資を行う場合に、各機関の間で環境社会配慮の内容やプロセスについて異なる点が想定されるが、JICAGL にて求める要件は原則として満たすことが求められる。但し、この点について JICA からは、JICAGL にて要件を省略する場合には、該当する点を助言委員会に事前に説明するとの表明がなされた。</p>	<p>15. A)</p>	<p>左記ではわかりにくいいため、具体的にどのような要件が省略される可能性があるのかをご教示頂きたい。</p>
<p>2.3 「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス (ドラフトもしくは承認版) / 環境レビュー前の環境許認</p>		<p>7. カテゴリ A 案件における環境レビュー前の EIA 報告書の公開プロセスが迅速化や協調融資において課題になる旨 JICA から表明されたが、相手国政府・他援助機関の制度、迅速化の必要性、ステークホルダーへの周知と関与を踏まえ検討する必要がある。</p>	<p>16. A)</p>	<p>ドラフト EIA 後 120 日の公開をもってローンアグリーメント (LA) 締結条件とする案について、ODA 全体の迅速化という点では良いと考えるが、ドラフト EIA の作成期間については、短縮化する事のないように十分な期間・投入コストについて留意頂きたい。</p>

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
	可証明書の公開の要否／EIA 報告書の公開期間／EIA 報告 書が承認済であったために審 査時に追加合意した事項のフ ォローアップ」			B) ドラフト EIA の定義について、JICA として質の確保と説明責任と いう観点から、助言委員会におけるレビュー・助言が行われた上で 相手国に提出がなされた改訂版ドラフト EIA を「ドラフト EIA」と して認識しているが、その理解でよいか。
		8. 公開する EIA 報告書は、他援助機関における取り扱いや公開される 情報の質、十分な情報提供期間の確保といった観点を踏まえ、承認担当 省庁提出版（ドラフト）を許容する意見があった一方で、承認版を原則 とし提出版（ドラフト）は条件を付したうえで限定的な扱いとすべきと の意見があった。また、EIA 報告書の許認可は相手国の判断によること から、JICA の意思決定とは区別すべきとの意見があった。	17.	
		9. 公開期間の柔軟化については、特に協調融資の場合、他援助機関の ルールとの齟齬により、迅速な案件形成の障害となるのであれば、柔軟 に対応すべきとの意見がある一方で、ADB や世界銀行がカテゴリ A 案 件の公開期間を 120 日で運用していることから、現状を保つべきとの 意見もあった。	18.	
2.4「モニタリング結果の公開」		10.モニタリング結果の公開については、1) 公開を要件とするべきとい う意見、2) 原則的には公開とし、公開に合意しない実施機関について は合理的な理由を明確に示すことを求める等の対応をすべきという意 見、3) 相手国に公開を強要すべきではなく、前向きに促進できるよ うな方策を JICA が引き続き行うべきという意見があった。また、公開に 合意しない場合でも、少なくとも JICA がモニタリング報告書を受領し た時期や種類等を記録として公開すべきとの意見があった。	19.	A) 公開についての方針は、左記 2) または 3) でよいと考える。 なお、モニタリング報告書の開示にあたっては、的確な実施や報告 書の作り込みという問題もある。コントラクター、PMU 等の政府 側の経験・能力やコンサルタントの投入量（MM）に左右されるケ ースが多いため、実際はこの点が担保されるべきと考える。このた め実施段階の環境社会配慮団員の MM が確保されるように相手国 政府としっかりと合意すべきである。 B) ここではモニタリング結果の公開にフォーカスされているが、モニ タリング結果の受領プロセスにも課題があると思われることから、

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
				JICA がモニタリング結果を受領するプロセスについて明確にして頂きたい。
③ 国際 基準、 審査 方法 に対 する 助言 (3月 2日)	3.1 世銀のESFのうち、世銀が 満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) の参 照の要否	1. カテゴリ分類段階で世界銀行が考慮すべき項目として追加した各国 政府の環境社会管理能力やガバナンスに関するリスクについては、世 界銀行のリスク分類結果等を環境社会配慮プロセスにおいて参照する ことは有益と認識するものの、個別プロジェクトにとどまらない国全 体に対する評価が要求され、現行のカテゴリ分類に代えて世界銀行と 同等のリスク分類手法を導入するには評価体制の構築を含めて実現可 能性に課題がある。  現行のカテゴリ分類を維持する場合に、ドナー間の評価手法の相違に 伴う調整は一定程度生じる可能性があるが、それ以外の課題はこれま での運用においても特段認められず、現行のカテゴリ分類をあえて変 更する意義は見いだせない。環境社会管理能力やガバナンスに伴う環 境社会配慮上のリスクは、個別プロジェクトに対する環境レビュー過 程において考慮していくことで対応可能と考えられる。	20. A)  B)  C)	現状のカテゴリ分類で十分と考える。  移転者数、重要な自然地域の有無、我が国の第一種事業等をクライ テリアとしているのであれば、FAQ で具体的な回答をするレベルで よいと考える。  また、現状のカテゴリ分類で充分と考える理由として、国別リスク 評価はあまり現実的でなく困難であると考えられる。協調融資等の 場合等は、カテゴリ分類が異なると手戻り等が発生する。  住民移転が理由のカテゴリ分類の条件は物理的住民移転対象者数 となっていると理解しているが、今後も物理的住民移転対象者数だ けでカテゴリ分類をするのか諮問委員会で議論すべきである。例え ば、物理的住民移転の影響はない、または少ないが、大規模な農地 等の生計手段に関係する用地取得が発生する案件や、都市部の案件 で物理的住民移転は少ないが、経済的住民移転(Economic displacement)として多くの正規・非正規の商店のみが影響を受ける 場合は、その影響が小さいとは考えられない。

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
	3.2 相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの確認の要否  3.3 民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPP インフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PS との乖離がないことの確認の要否	2. 現行の JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）の「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」旨の規定は IFC を含めた世界銀行グループを対象にしたものと解釈し、世界銀行の ESS と IFC PS のどちらかを状況に応じ適用していくことが適切と考えられる。世界銀行 ESS や IFC PS の要件を JICA GL においても一律に適用するのではなく、ESS や PS の狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を JICA として柔軟に検討・採用することが肝要である。  なお、JICA GL に必ずしも反映するものではないが、現行 JICA GL においてもベンチマークとして他の国際機関が定めた基準等を参照しているところ、今後の更なる連携の多様化を想定してベンチマーク参照先について一定の考え方を整理することも有益。	21. A)	IFC 等の国際機関の基準は、一般的な基準しかないので、現場の状況と適合するような基準ではないこともある。例えば、航空機騒音の基準は IFC にはないため、例えば日本の基準を採用する場合もある。国際機関のみならずその他準用すべき基準についても FAQ やカテゴリ執筆要領の中で追記すべきである。
	3.4 エンジニアリングサービス（E/S）借款供与時の環境レビュー実施の要否	3. E/S 借款は本体借款に先行して調査設計業務を行うことが主であるため、通常 E/S 借款期間中に環境や社会への望ましくない影響が発生することは想定されない。他方、実際に E/S 借款期間中に環境や社会への望ましくない影響が発生している事例が例外的に生じている。従って E/S 借款期間中に用地取得等の実施が予見される場合には、E/S 借款期間中に発生し得る環境や社会への望ましくない影響について、JICA GL 別紙 1 の要件が満たされるよう、JICA GL への何らかの記載を検討すべきである。	22. A)  B)	A) EIA は完了しているが、現地側の不可分一体事業の用地取得を現地側で開始してしまった事例と想像されるため、単なるルール違反の問題と考える。  B) 用地取得の一般的な法的手続きは、法的な地権者・一般市民への通知の発行（Notice 等）、不服申立受付、測量、法的な所有権の移行、実際の支払いなどを経るため時間がかかるプロセスである。そのため相手国に誤解がないように、例えば、法的な所有権の移行、支払手続き、物理的移転を禁じるなど具体的に要件を明確にすべきである。
	3.5 世銀 ESS 9 Financial Intermediaries 事業に求められるリスクに応じた要件の適用や ESMS の構築の参照の要否	4. FI 事業におけるカテゴリ C のサブプロジェクトに対し国内法のみ遵守といった現行 JICA GL 条項の更なる要件緩和は相手国のオーナーシップ向上等に一定の効果はあるものの必ずしも強い必要性は認められず、FI 事業に対する現行 JICA GL3.2.1(4)の規定を維持していくことが	23. A)	IFC では FI 案件の課題が多く出ている。JICA における FI 案件のモニタリング方法（FI による審査結果報告、モニタリング結果の受領）などの事例をご説明頂きたい。

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		<p>適切と考えられる。また、特に国内法のみでの遵守を求める場合を中心に、FI 事業における個別サブプロジェクトの環境社会配慮に関する意思決定の透明性が必要との意見が一部の委員からあった。</p> <p>ただし、FI 事業におけるカテゴリ B のサブプロジェクトにかかる対応が明確に記載されていないことから、JICA GL 別紙 1 に沿った配慮を FI に求める旨明記することが必要であり、また、カテゴリ C のサブプロジェクトについては、3.2.1(3)のカテゴリ C プロジェクトと同様に環境レビューは省略されることを、JICA GL に明記すべき。</p>		
<p>④ 環境 社会 影響 評価、 代替 案に 対す る助 言  (4 月 10 日)</p>	<p>4.1 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照</p> <p>4.2 ESS 1 Annex1 環境社会影響評価書 (ESIA) の構成要素に関する参照</p>	<p>1. 世界銀行 ESF、特に環境社会履行計画 (Environmental and Social Commitment Plan: ESCP) の運用等に係る動向については、情報収集を行うこと。</p>	<p>24.</p>	
		<p>2. ESCP については、環境社会配慮のための全体の実施体制、能力強化支援や、その実施体制や進捗状況などが一覧で確認できるという利点はあるものの、世界銀行が導入して間もないため、運用実態（効果と相手国側にかかる負担）が現時点では不明であり、JICA の既存の運用で代替できる文書があれば活用した方がいいという意見があった。他方、さらなる環境社会配慮の向上に資する側面があることを念頭に、JICA</p>	<p>25. A)</p>	<p>ESCP の利点は、最新の環境社会配慮の要件が 1 冊になっているため、実施機関・ドナーにとって確認しやすく、特に実施機関の引継ぎミスの削減、またアップデートが必要なため定期的なモニタリングの向上が見込めると理解している。特に、実施機関は担当者が定期的に異動となり、環境社会配慮の引継ぎが十分にされていないケースがある。そこで、現行の運用を継続する場合、従来案件審査時</p>

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		が既存の方法を見直して、環境社会配慮(環境モニタリング、環境管理計画、住民移転計画)の進捗管理の能力強化と向上について「見える化」する工夫をすべきではないかという意見もあった。また、案件進捗監理と環境社会配慮向上に関し、実施機関や相手国政府の能力向上のための JICA 支援を引き続き積極的に実施すべきだとの意見もあった。		に締結する相手国との合意記録で整理した内容について JICA 側で ESCP と同等の文書を作成することの可否についてご説明頂きたい。 B) JICA のローンアグリーメント後の案件監理は強化されていると理解しているが、全体を把握するためにモニタリング対象案件数、監理ミッション派遣数、実施機関の環境社会配慮の能力強化を目的とした案件数等の実績について JICA より説明頂けると、今後のモニタリングにかかる見直しについても検討しやすい。
		3. 世界銀行 ESS1Annex 1.に記載されている(a)~(j)の各種アセスメント手法について、環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICAGL」）との関係を整理し、必要に応じて改定のための検討課題に加えること。	26.	
4.3 ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照	4. 自国の環境社会配慮を力強く運用したいという途上国は増えている。JICA GL の基本的事項 1.4 環境社会配慮の基本方針の記載にある通り、「プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国にあることを前提」に、途上国側が、最終的には自国のフレーム枠を使って、より高い水準の環境社会配慮を実施できるための能力と経験を獲得できるように、JICA 側は支援姿勢を堅持ないし発展させるべき。		27.	A) 相手国での EIA 制度・実務レベルの向上が長期的な解決策になると考えられるため、JICA による相手国の環境社会配慮に関する支援体制（技プロ・専門家派遣等の予定）の実績及び今後の対応方針についてもご教示願いたい。
		5. 相手国等の環境社会配慮フレームワークを活用する場合には、JICA GL で求められる内容との比較検討を行ったうえで、必要な支援を講じるような枠組みを検討すること。	28.	
4.4 ESS1 不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響に係る定義の参照	6. 不可分一体事業について、相手国が JICA GL の水準を満たしていない場合には、同水準の確保を最大限、働きかけること。ESS1 との間で理解方法に若干の違いはあるものの、その違いを認識しつつ、環境社会配慮の国際的な水準向上と遵守に貢献すべき。		29.	A) 不可分一体性は非常にわかりにくい概念のため、JICA 案件での不可分一体の事例とその課題について、具体的に説明頂きたい。 B) 現地側に働きかける場合は、コンサルタントを通じた働きかけではなく、正式に JICA 職員により現地政府に働きかけることが適当で、また効果的と考える。

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		7. 不可分一体事業の定義については JICA GL の運用見直しで作成された FAQ の内容が具体的であり、JICAGL に盛り込むことを検討すべき。どこまで盛り込むのかは議論が必要である。	30. A)	不可分一体事業については、その事業が同一の事業者でない場合や計画の熟度が必ずしも一致していない場合がある。このため、不可分一体事業の EIA 作成については、必ずしも FS 時でなく DD 時も活用して対応するなど柔軟な対応が求められる。
		8. 不可分一体事業の影響、派生的二次の影響、累積的影響等は対象事業単体のみでは見過ごす可能性があるため、これらの環境社会面の影響について多くの委員から懸念する旨の声があった。このことの重要性に鑑みると、JICAGL では、直接、間接（派生的二次的）、累積的影響を現実的・合理的・包括的に配慮することを検討すべき。	31. A)	間接的、累積的な影響を分析する場合は、境界条件ならびに累積影響を発生させる事業の詳細なデータが必要となる。それらの現状や計画について必ずしも FS 段階で精緻化されていない場合は、累積分析は不可能となるため、必要に応じて可能なものだけとすることが望ましい。あくまでもその時点で合理的と考えられる範囲で行われるべきである。
			B)	第 2 回諮問委員会で派生的・累積的影響の事例として、道路を整備したら周辺に住宅地ができて廃棄物が増えるというもの为例示されたが、事業の管理者が異なることから実質緩和策も管理も不可能である。従って、影響は別途示唆する程度で具体的な予測や緩和策検討まで対象事業のアセスで担保する事はできないため、境界条件は必要である。
4.5 環境社会配慮関連の費用 便益の定量化対象及びその手 法について	9. 費用便益の定量化対象及びその手法については、影響が大きく定量化できる指標あるいは定量化する意味のある指標については、代替案分析等でこれまで通り検討することを基本とすること。その場合、インフラセクター毎の便益を標準化（統一）することが望ましい。		32. A)	定量化に当たっては、便益の想定が課題。標準化するのであれば、インフラセクター毎の標準的な便益項目を規定して頂きたい。代替案のケース毎の分析によっては項目が多ければ多いほど、その手間やコストは多くなる。
			B)	仮想的な価値を出しても、それを項目間比較または累積的数字として積み上げて良いかという問題もある。
			C)	GL で記載する事項ではないが、代替案は考えだすとキリがないため、オプションの数、または代替案を設定する地点数など指示書で目安を記載して頂くか、妥当な件数や地点数についてカテ B 執筆

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
				要領などで例示頂きたい。
		10. 事前のプロジェクト評価においては、環境社会関連費用・便益の定性的・定量的評価の範囲、費用便益分析結果（EIRR）への影響等、経済効率性と環境社会配慮との調和が理解しやすい費用対効果分析結果の明示が望まれる。	33. A)	有償と無償事業で費用便益等の考えが異なることと、作業量等も鑑みると、全てをGLに必要事項として記載することは望ましくない。
4.6 代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めること、及び代替案検討の実施方法	11. 事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案を「ゼロオプション」とする考え方は、国際的に認知されている概念ではないので、必ずしもすべての案件で検討するものではないと考えられる。なお、想定されうる代替案のオプションを幅広くリストアップし比較検討することが重要であることに鑑みると、例えば、特に上流段階から支援を行う場合には、ゼロオプションに該当するような幅広い視点に立った代替案検討を行うこと。	34. A)	代替案検討には、交通系のプロジェクトの場合①モードの検討、②ルートの検討等あり、①はMPで検討すべきことであり、②はFS段階である。段階にあわせた代替案検討を行う必要があることをガイドライン、カテゴリB執筆要領等に記載頂きたい。  「ゼロオプション」は国内でも特殊な場合と聞いている。F/S段階でのゼロオプションの検討は、多大な作業を伴うため現実的に難しく、また先方政府の要請を否定するようであり、代替案の検討には含めない方がよい。	
	12. 「プロジェクトを実施しない案」については従来通り代替案検討に含めること。代替案の総合評価基準や最適案選定根拠を明確にするため、評価項目間での現実的な優先順位、重み付け、点数化・定量化など、より客観的で分かり易い工夫が望ましい。	35. A)	代替案分析については、各コンサルタントやプロジェクトベースで検討して作成しているが、標準的な項目についてJICA側で、カテゴリB執筆要領等で規定する事も必要である。	
			B)	JICAの支援する案件が開始される以前に相手国が既に代替案検討と最適案が国内で合意されている場合は、改めて検討するのではなく報告に留める等にしていただきたい。
		13. 現行のJICA GL別紙2「代替案の分析」に記載のある内容を維持すること。	36.	
⑤ 人権、ステークホル	5.1 人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否	1. 円滑かつ包摂的な環境・社会配慮レビューを行う上で、国際的人権基準の尊重の理念に基づき社会的に弱い立場にあるものを例示することが望ましく、難民、国内避難民、高齢者、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等を環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）に追加	37.	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
ジャー、 ジェ ンダ ーに 対す る助 言 (4月 10日)		することが考えられるが、本文あるいはFAQのどちらに記載するかは整理が必要。また、これらの社会的脆弱性の間の複合的・交差的要因による脆弱性にも留意する必要がある。なお、現行のJICA GLでは人権に関する記述がいくつかの項目に分散している傾向にあるため内容を整理した方がよいという意見もあった。		
		2. 特に民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即した実施がなされるような仕組みを検討する必要があるという意見があった。	38. A)	民間連携事業（中小企業支援事業も含む）の全てを対象とするか、海外投融資とするか諮問委員会で協議頂きたい。
	5.2 ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否 5.3 ステークホルダー分析の実施	3. ステークホルダーエンゲージメントについては、案件形成の早期の段階でのジェンダー別や社会的脆弱性等の要素を考慮したステークホルダー分析を通じたステークホルダーの特定、ステークホルダーの特性に応じた双方向のコミュニケーション方法の採用、記録作成といった、意味ある参加を担保するための方法論を体系化して整理すべき。	39.	
		4. 必ずしも世界銀行のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）と同様の文書作成を求める必要はないが、例えばSEPを参考に、ステークホルダーエンゲージメントの実行における重要な実施項目をガイドラインの本文やFAQに含めることが考えられる。特に、JICAが協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合、及び、RAPにSEPの内容を含めることで代用しようとする場合には、SEPと同等の内容を確保することが重要であるとの意見もあった。	40. A) B)	A) ステークホルダーの範囲はケースバイケースのため、RAP、EIA、IPP等でステークホルダーエンゲージメント（パブリックコンサルテーション・情報公開を含む）の最低限求められる対象・項目についてGLまたはFAQで例示頂きたい。 B) 案件によっては、ステークホルダーの設定を仕様書で求められている場合もあったので、過去の事例を踏まえてステークホルダーエンゲージメントに関連して求める事項は整理頂きたい。
		5. 苦情処理メカニズムの対象は非自発的住民移転対象の人々やコミュニ	41. A)	RAPとEIAで共通した組織とシステムを作ってEIAやRAPドラフ

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		<p>ニティに限るのではなく、環境影響および非自発的住民移転以外の社会影響に関するステークホルダーも対象として JICA GL に定めておくべきであり、また、国・地域の状況を踏まえつつ、被影響住民を代表する者あるいは第三者が苦情処理に関与することが望ましい。</p>		<p>ト時にパブリックコンサルテーション（PC）で説明、DD 時、工事時に説明することを検討すべきである。実施機関内の GRM 事務局は共通させると情報がまとまって良いが、GRM 下の委員会レベルとなると、RAP（主要関係者：土地省・地方地自体・住民代表等）と EIA（主要関係者：コントラクター・地方自治体・住民代表等）の苦情にかかる関係者が異なるため、工夫していく必要がある。</p> <p>B) WB ESF では労働者に対する GRM が求められているので併せて検討が必要と考える。</p>
		<p>6. ステークホルダーの区分については世界銀行 ESS 10 と JICA GL では同じことを違う切り分け方或いは異なる表現で示している。そのため ESS10 における project-affected parties と other interested parties の区分については使いやすさ、理解のしやすさの観点からの参照資料とし、必要に応じて JICA GL におけるステークホルダー区分の定義を再検討すべき。その際は現行の JICA GL において現地ステークホルダーに対し、より手厚いエンゲージメントを求めていることにも注意すべき。</p>	42.	
<p>⑥ 労働・汚染管理・コミュニティに対する助言 (4 月)</p>	<p>6.1 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否</p>	<p>1. 労務管理や労働者の安全・健康について、世界銀行の ESS2 に記載されている項目は、JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項において一部言及があり、実施機関とコントラクター等の契約約款において、Multilateral Development Bank Harmonized Edition の契約約款（General Conditions）を参照する形で一定の対応を求めている。これらの項目を環境社会配慮の範疇とし、環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）に記載する範囲と契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、ESS2 の趣旨を踏まえた検討をすべきとの意見があった。</p>	43.	<p>A) 原則、対象国法律と一般条項 GC（FIDIC）（相手国とコントラクター契約）においてカバーされるものであり、特別追加的なものは必要ないと考える。</p> <p>労働環境や安全対策の対応を改善するためには、実施段階でのコンサルタントとコントラクターでの Labor 専門家の配置、十分な MM の下での検討が必要である。</p> <p>B) 工事段階の労働問題は上記のとおり相手国法、一般条項 GC で対応される事項であり、供用後の労働問題は実施機関が国内法に基づいて対応すると理解する。いずれも環境社会配慮審査後の対応となるため、審査時に労働衛生について求める場合は、ごく一般的な記載</p>

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
10日)				<p>になるため、審査時何が確認できるのか議論が必要と考える。</p> <p>C) WB や ADB の案件では労働面が強化されているように思われるため、経緯について議論した上で、JICA での既存の対応を見直す必要がある。</p> <p>D) 環境社会配慮を超えて、コロナ感染問題や人権問題も踏まえて、今後、労働者の権利や作業環境の改善が進む可能性があり、案件は少ないが技プロや調査の実績もあるため、JICA としてきちんと方針を示すべきである。</p>
	6.2 ESS3 有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理に係る要件の参照の要否	2. 世界銀行の ESS3 に記載のある化学物質や有害物質への対応について、現行 JICA GL に基づく運用においても相応の配慮がなされてきたものと考えられるが、対象とする物質、およびその基準の考え方や検討の手順について、JICA GL への記載要否を含めた扱いを明確にすべきとの意見があった。	44. A) B)	<p>A) 事業毎に原則的な JICA の要請内容を整理して、相手国に合意させる内容を整理すべきである。</p> <p>B) ESS3 の記載「借入人は汚染物質の排出を避け、避けられない場合は、国内法または EHS ガイドラインのどちらか厳しい方の要求水準と対策をとって緩和する」の後には、「If less stringent levels or measures than those provided in the EHSs are appropriate in view of the Borrower's limited technical or financial constraints or other specific project circumstances, the Bank will require the Borrower to provide full and detailed justification for any proposed alternatives through the environmental and social assessment. This justification must demonstrate, to the satisfaction of the Bank, that the choice of any alternative performance level is consistent with the objectives of the ESSs and the applicable EHSs, and is unlikely to result in any significant environmental or social harm.」と続きがあり、EHS ガイドラインよりも厳しくはない基準を適用するケースについて記述があるため、この点を認識した上で、基準適用の要否について諮問委員会で協議して頂きたい。</p>

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		3. 病害虫管理については、農薬管理の取り扱い方が国により異なる点について留意しつつ、総合的病害虫管理（IPM/IVM）の観点から JICA GL に盛り込むか検討すべきとの意見があった。	45. A)	総合的病害虫管理（IPM/IVM）については時折指示書に記載されているが、今後、環境社会配慮に含まれるのであれば、まとまった手法やこれまでの JICA 案件での実績を整理した参考資料を作成し共有すべきである。
6.3 ESS4 緊急事態対策、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加	4. 世界銀行の ESF に含まれている項目のうち、工事中の安全配慮等について、環境社会配慮の範疇とし JICA GL に記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲、を整理したうえで、JICA GL への記載の可否を検討すべきとの意見があった。		46. A)  B)  C)	工事中の安全配慮については、FIDIC や当該国の関連法令を遵守する事とされており、実際の EIA でもそれらについて整理が行われていると認識している。  「コミュニティの安全」については新しい要件であるため、対応事例について取り纏めて関係者の理解を促進することが必要と考える。  環境アセスメントで取り扱う「コミュニティ」とは、事業が立地する最小単位の村落・町レベルと理解している。直接影響は小さい範囲にとどまると思われるが、二次的・間接的影響についてあまりに広大な地域の分析・緩和策を環境アセスメントレベルで行うのは難しいため、コミュニティの範囲についてあらかじめ例示すべきである。
		5. 構造物の安全性が脅かされ、しかも当初の想定を超える災害等が生じた場合の緊急事態対策について、ハード面のみならず、ソフト面でも関係機関等との連携を通じた研修の実施や日本国内の事例紹介等の技術協力を行う必要があるとの意見があった。緊急対応計画（ERP：Emergency Response Plan）については、現行の「ODA 建設安全管理ガイドダンス」の下で、建設段階に対する配慮は既にある程度実施されてきているものの、対象は建設工事に関わる事業関係者に限定されていることから、供用段階に特にコミュニティへ影響が大きいと予想される構造物の場合には、地域の安全性とレジリエンスの観点から、世界銀行	47. A)  B)	本項目の調査・分析に当たっては、影響の範囲、影響の内容のみならずそれに対応する様々な専門家の投入も必要となるため、本項目の対応にあたっては事例を示しつつ、環境社会配慮としての可否を諮問委員会の十分な協議を行う必要がある。  例えばダム施設、橋梁等が天災により崩壊した場合の被害想定や緊急対応策については、一定の専門家によるシミュレーションが必要である。このため、これを策定する場合は、自然・社会の専門家のみならず、相応の専門家の配置と MM の投入が必須である。

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		ERP を参考にした計画の作成や実施について、JICA GL への記載の要否を検討する必要があるとの意見があった。		
		6. 世界銀行の ESS4 ” Community Health and Safety” のうち、Health の日本語訳は「衛生」ではなく、「健康」あるいはもっと幅広い意味をもった単語をあてるべき。” Health” の意図するところは単なる身体的な健康だけの意味ではなく、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH：Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment）やジェンダーに基づく暴力（GBV：Gender Based Violence）も含むハラスメント、さらに HIV/AIDS 以外の感染症も含めるべき点に留意が必要。特定の疾患のみをこのまま例示すると、範囲を狭める可能性がある一方で、一般的な記載方法では見えにくい健康被害全体が見落とされる危険があるとの懸念が示された。	48.	<p>A) 現状の GL のアセスにおいても HIV/AIDS 以外の感染症は通常、考慮されていると思われる（マラリア、デング熱等）。</p> <p>B) ハラスメントや DV に関しては、一般に行われる工事中の HIV/AIDS 防止キャンペーンにその内容を入れ、周辺のコミュニティと同時に啓発活動を行う事も可能と考える。</p> <p>C) 「コミュニティへの対応」は新しく明記された分野である。現状、例えば、HIV/AIDS 対策は案件によっては労働者に加えて、コミュニティも対象としているケース、対応していないケースがある。そのため想定されるコミュニティの“対象範囲”や好事例などについて JICA 側からご説明頂きたい。</p> <p>D) GBV については、環境社会配慮以外でも主流になっているため経緯を整理してから、環境社会配慮上の取り組みについて諮問委員会で検討する必要がある。</p>
		7. ESS4 では生態系サービス（Ecosystem services）への影響にも言及されているが、生態系サービスに依存しているコミュニティも見受けられることから、JICAGL でのこの取り扱いについて検討すべきとの意見があった。	49.	A) 生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広いと思われるので、これまで助言委員会で議論された事例を GL・FAQ に例示して頂きたい。
⑦ 自然 生息 地に 対す る助 言	7.1 世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照	1. 現行環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICAGL」）においては、生態系と生物相、自然環境、自然生息地といった異なる用語を用いて記載がなされているところ、世界銀行 ESS6 における整理も参考にし、その基本的考え方、用語の定義を整理することが必要である。また、配慮項目として、供給サービスのみならず多様な生態系サービス、侵略的外来種、持続可能な生物資源の管理について、JICA GL においても言及し、	50.	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
(5月 15日)		配慮が必要な対象や定義を記載すべきとの意見があった。		
		2. 生物多様性に対する影響の評価手順について、予防的アプローチに立つことを JICA GL で明確にし、評価方法や評価基準を明確にすることが必要である。また、生物多様性管理計画を作成する場合は、その実効性を高める上で特に実施体制と予算が重要であることを認識すべきとの意見があった。	51.	<p>A) 評価分析時における予防的アプローチは、プロジェクト影響をこれまでのやり方より大きく想定する考え方となるため、物理的かつ管理範囲の面からその範囲は大きくなる。</p> <p>例として、ADB は、予防的アプローチとして、数十年前の種の生息範囲があったことを受けて事業予定地を重要な自然生息地とした事例があったが、逆に日本側は文献のみならず、実際の調査結果を中心にして分析を行うなど乖離が見られた。これらの手法によっては、その時間、専門家、コストに大きな影響を与えるため、その都度、時間やコストの点も考慮した上で検討をすべきである。</p> <p>B) 生態多様管理計画の実施にあたって、FS 段階で予算措置を行っても実施段階で相手国によりその内容自体が実施されない、あるいは予算が十分に引き当てられないこともあるため、実施段階における JICA 側による TOR の内容、コスト、専門家の配置など十分な確認・管理が必要である。</p>
		3. 生物多様性の保全にあたっては、ミティゲーションヒエラルキーの考え方、特に回避を最優先することを明確にすべき。また、軽減／緩和策の検討の際には回復（Restoration）も念頭においた対応を目指すべきものである。	52.	
		4. 生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、実施やモニタリング、評価方法に関する制約を踏まえて導入の可能性を慎重に検討すべきであるとの意見がある一方、支援対象国のモニタリングキャパシティの懸念から導入困難性を指摘する意見があった。	53.	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		5. 世界銀行 ESS6 で採用された生息地区分を導入することについて、生息地の定義を明確にした上で、実施すべき。特に、改変された生息地（Modified habitat）と自然生息地（natural habitat）の生息地区分を導入する場合は、運用上、前者と後者の区別をどう判断するか検討しておいた方がよい。	54.	
		6. プライマリーサプライヤーへの対応について、世界銀行の Environmental and Social Framework を参照し実現可能な範囲で JICA GL に含めることができないか検討するべきとの意見があった	55. A)	実際の対応時期・対応方法案についても諮問委員会で協議して頂きたい（例：天然資源とは何を指すのか、一次供給者の環境社会面の評価・検証方法は実施段階で行うと思われるが、誰が実際に行い、誰に報告するのか等）。
7.2 保護区では事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否		7. 現行 JICA GL における「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」との規定（以下、「保護区取り扱い規定」）について、保護区の指定目的は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切であり、生物多様性保全の観点からは、保護区における事業実施要件とは区別し、ESS6 で重要な自然生息地（Critical Habitat）に分類された地域については事業実施しない、または（ESS6 が指定する）当該生息地の事業実施条件を遵守することで保全を図ることが肝要との意見があった。なお、重要な自然生息地（Critical Habitat）の区分については、その判断をどれほど明確にできるか実務上懸念があり、該非判断の簡便さの観点もあわせて、保護区取り扱い規定の変更可否を判断する必要があるとの指摘があった。	56. A)	保護区の目的や現状の機能を調査した上でフレキシブルに判断することが望ましいと考える。 案件採択時、FS 調査前の審査課のカテゴリ判定時において、特に KBA について重要な生息地か否かの判断を暫定的に行うことで専門家配置、投入 MM、コストが考慮される仕組み作りを検討して頂きたい。そうでないと調査のコスト、精度、全体のスケジュールに大きな影響を及ぼすこととなる。
		8. これに対して大多数の委員からは、途上国における自然保護の法執行がそれほど強いわけではないという状況を踏まえると、地球規模の自然の保全の観点から、予防的アプローチに則り、対象範囲等を明確に	57.	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		判断できる保護区に対する保護区取り扱い規定並びに同規定に係るFAQを現状どおり維持することが、生物多様性の保全の観点から必要であるとの意見が表明された。		
		9. さらに、保護区取り扱い規定と生息地区分に基づいた事業実施可否の判断は、現状ではいずれも長短があり補完的要素があることから、両者を改善することで保全効果、開発効果の双方を高められる方法を取り入れるべき、またその実施においては、地域住民が社会的弱者である場合が多く、そのために発言力が限定されがちな地域住民の意見を良く聞くことが重要との意見があった。	58.	
⑧ 住民 移転・ 先住 民族 に 対 する 助言 (5月 15日)	8.1 世銀 ESS5 Annex 1 の住民 移転計画の構成要素の参照	1. 架空送電線事業や地下埋設物を敷設する事業のように土地取得や被影響住民の住居の移転を伴わないが、事業により地役権あるいはそれと同等の権利が設定され、土地利用の阻害あるいは制限に起因して、財産価値を毀損するような場合に対する補償が現行の環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）で規定されていないことから、世界銀行 ESS5 で規定されている生計損失に対する補償や日本等第三国における補償の考え方を参考として検討すべきとの指摘がなされた。	59. A)	このような補償を行うのであれば、地上権、地下権などの事例（補償単価等）について JICA 側で事例を整理して、FAQ・カテゴリ B 執筆要領等で例示すべきである。
		2. 非自発的住民移転が発生する場合、かつ不動産市場が機能、あるいは発達していない場合の補償金額の算定において、その再取得価格の算定基準や参考とする価格の根拠を明らかにするよう、検討すること。また、移行期間における補償の在り方についても検討を行うべきとの意見があった。資産調査結果に対し、被影響住民への書面での手交、あるいは同意したことを示す文書の取り交わしの義務付けを検討すべきとの意見があげられた。	60. A)	現地側と GL で補償方針（算定額、エンタイトルメントマトリクス等）に過去の案件でギャップがあらかじめ判明している場合は、JICA の TOR ミッション等の現地政府と JICA との協議の場で JICA GL にしたがう旨合意しておくべきである。

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		3. 住民移転計画の作成と実行にあたっては、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべきとの意見があげられた。また、非自発的住民移転に係る苦情処理メカニズムは、社会的弱者の意見を反映しやすいような仕組みづくりに留意するべきとの意見があった。世界銀行 ESS5(para29)に記載のある、法的・慣習的権利を有さない住民の移転においては、借地借家権等の法的権利等が認められた家屋の提供を支援することについて、検討すべきとの意見もあげられた。	61.	
		4. 物理的移転を伴わずに経済的移転が発生する場合の対応に関して、世界銀行 ESS5 に多くの記載があることから、JICA GL における取り扱いを整理することが重要との意見があった。	62.	
		5. 住民移転計画・生計回復支援事業のモニタリングや事後評価においては、事業実施のアウトプットだけでなく、住民にとっての満足度合い等を含むアウトカムを調べることができないか、との意見があった。	63.	A) 一般的な RAP では、内部、外部モニタリングが計画されており、PAP に対するモニタリングが行われている。一部の案件では満足度まで尋ねる調査も行われていると理解している。恣意的な回答をする PAP もいるため、一部の案件では満足度にかかる調査が容易ではない可能性もある。このため、事後評価で第三者が案件全体の評価と合わせて調査をするのは良い考えであると思われる。
	8.2 先住民族の呼称について Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否 8.3 世銀 ESS7 FPIC (Free, Prior, and Informed Consent) の定義の参照	6. 先住民族の呼称については、世界銀行 ESS に倣うことよりも、事業を検討する際の先住民族への配慮項目等の実態を考慮したものとし、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないように留意すべきとの指摘がなされた。	64.	

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
	8.4 世銀 ESS7 先住民族配慮 計画の構成要素の参照			
		7. FPIC については、世界銀行 ESS7 の定義の通り「Free, Prior, and Informed Consent」（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）を参照すべきとの意見があった。また、「合意」されたとみなす場合の判断基準について整理するとともに、先住民族配慮では影響を受ける先住民族に対する十分な情報提供、参加機会の提供、文化的に適切でジェンダー及び弱者に配慮した意味ある応答などを含めた合意形成プロセスが適切に実施されているか確認することが必要であるとの指摘がなされた。	65. A)	IP が認められる地域への影響を与えないように事業予定地として避ける事が検討される事が多いが、一方では IP 側のインフラ整備のニーズは高いケースもある。このため、案件開始前に貴機構でこのようなニーズ把握を行った上で、調査を開始し、事業予定地の決定、合意プロセスと進む方がよいケースもある。
		8. 先住民族配慮計画（IPP）は先住民族計画として JICA GL にもいくつかの箇所記載がある一方、取り組んだ事例が少ないことから、適切に配慮するために現地のリソースの活用等を通じて同計画の構成要素を確保するよう検討すること、また男女の役割の違いが先住民族社会に特有の形で現れることや民族特有の意思決定を行う先住民族も見られることから、同計画を策定する際にジェンダーの視点ならびに伝統的意思決定といった固有要因を尊重し配慮の対象として考慮することが重要であるとの意見があった。	66. A)	IPP の JICA での事例は多くないため、諮問委員会で実績を説明して頂きたい。また、他ドナー案件では非インフラ案件でも IPP が作成されている事例もあるため、WB や ADB の事例も併せて整理して頂き、諮問委員会で説明すべきである。
8.5 世銀 ESS 8 無形文化遺産 の配慮項目への追加	9. 無形文化遺産を配慮項目に加えることに異論はなかった。なお、有形文化遺産を含めて、何をもちて文化遺産とするか、国際的に認知された遺産のみならず、相手国・地域にて重視されている文化遺産への配慮、事業が文化遺産の商業的な利用を行う場合には慎重な対応を行い住民による文化遺産の慣習的な利用を制限せずかつ住民への利益分配等の配慮、また文化財について住民間の民族、言語、宗教上の価値観が異なる場合への慎重な対応、秘密保持（Confidentiality）が必要な場合の		67. A) B) C)	具体的な事例と対応方法について事例を検討した上で GL に盛り込むべき内容であると考え。 環境社会配慮専門家の範疇を超えるため、重要な文化財への影響が予定される場合は、調査時、実施段階において文化財専門コンサルタントを別途配置すべきと考える。 諮問委員会の理解促進のため、文化財専門家が JICA 調査で従事した事例を説明して頂きたい（例：エジプト国カイロ鉄道など）。

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
		対応についても検討すべきとの意見があった。		
その他	異議申立	—	68. A)	異議申立については、10/6 の諮問委員会で WB の事例を調べる提案が出たが、海外投融資案件においては IFC の PS を参照する論点があることから、IFC の異議申立制度（Compliance Advisor Ombudsman: CAO）の事例についても調べて頂きたい。
その他	助言委員会	—	69. A)	助言委員会の運営についても見直しを予定されているのかご教示頂きたい。
			B)	2020/7/6 助言委員会の全体会合で、前期（第 5 期）の助言委員会での過去の助言に係る分析（セクター毎の助言の傾向、助言項目・内容など）にかかる報告をされているが、GL 改定にも参考になる情報になるため、諮問委員会でもご説明頂きたい。
			C)	今回の GL 見直しで追加となる分野において助言委員の配置をお願いしたい。例として、防災、人権一般、ビジネスと人権、労働安全などがあげられるが、環境汚染、先住民、気候変動（特に GHG 関係）を専門とする助言委員は、現在は不在と理解しているため配置をお願いしたい。
その他	全体		70. A)	世銀 ESF の横並びの検討、包括的検討により多様な項目が、現行ガイドラインに加え調査・分析される必要が生じる。これを現状のスケジュールの中でクオリティを確保し、どのように具現化していくかが課題である。現状のコンサルタント側の大きい負担の課題もある事に加え、このような新しい項目の対応について、どのように運用・調達を考えているかご教示頂きたい。
			B)	つまり、現地における調査実施に当たり ①適切な専門家の投入、②必要な時間、③コストの確保 が必要である。事例として、ADB の FS 調査では、EIA 担当、RAP 担当、IPP 担当、気候変動担当、

分野（助言 確定日）	項目	細項目	NO	コメント
				<p>ジェンダー担当、社会開発担当が設定されるケースが多い。また、国内の環境アセスメントでは、社会環境項目自体はないが、通常、PM、自然環境、生活環境担当が配置される。このような横並びの事例も踏まえて今回の新ガイドライン改定にあたっては追加項目のみならず、その実現に向けた対応についても検討すべきである。</p>

以上

## 環境社会配慮ガイドラインおよび異議申立手続要綱に関する意見

### 【環境社会配慮ガイドライン】

#### ● テーマ①理念、気候変動

助言にある通り、「開発協力大綱」の中の重点課題である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」に対応する方針のひとつとして、「質の高いインフラ投資の推進」を位置付ける考え方に賛同。官邸の経協インフラ戦略会議においても、わが国企業による質の高いハード・ソフト両面でのインフラ・システムの海外展開等への支援を通じた途上国への開発協力が議論されていると理解。国際潮流を踏まえ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策を含め、それらを前提とするのが妥当。

#### ● テーマ②対象事業、情報公開

協調融資の際、複数の機関が規定する諸手続きへの対応によって借入人に必要以上の負担を強いるのは回避すべきで、国際開発金融機関や二国間開発機関は案件具体化を待つことなく普段から環境社会配慮の対象やプロセスの共通化を進めておくことで、迅速な検討を目指すべき。

#### ● テーマ③国際基準、審査方法

助言に記載されている通り、相手国に求める要件については、JICA GL として、世銀の Environmental Social Standard(ESS)と IFC の Performance Standard(PS)の双方を基準に乖離がないことを規定するのではなく、それらの趣旨を十分に咀嚼した上で、同程度の環境社会配慮の質を担保した形で柔軟に対応すべきものとする。

#### ● テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティ

工事中の安全配慮等について、これを環境社会配慮の範疇とし JICA GL に記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理した上で、JICA GL への記載の可否を検討すべき、との助言に同意。この場合、記載・規定すべき場所を JICA GL か契約かの二者択一ではなく、JICA GL を基本原則と謳った拠り所(“憲法”)とした上で、これに包含する形で、案件固有の契約に個別具体的な事項をブレイクダウン(“法律”)する等、整合性と網羅性を担保した整理の工夫が望ましい。

労働者流入のリスク(伝染病等)について、COVID-19 が全世界中で蔓延している状況下、これ以前の世銀の Guidance を踏襲している場合は、再度検証が必要と考えられる。

#### ● テーマ⑦自然生息地

生物多様性オフセットについては、これがミティゲーション・ヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、この導入に当たっては、安易な解決策としての逃げ道とせず、また一種のモラルハザ

ードに陥らぬ様、飽くまで慎重に検討すべきであることは広く認識される通り。他方で、仮に已む無く生物多様性オフセットを唯一の手段とすべき場合において、支援対象国のモニタリングキャパシティへの懸念から実際には導入の実現に至らないとすれば、当該国の自助努力を促しつつも、逆にそのモニタリングに耐え得る知見や技能を習得出来る様な経済的教育的な支援施策を提供することも必要ではないか。制度として生物多様性オフセットが実在する限り、それが抑制的に運用されるにせよ、その導入を実現するための道を用意しておくことも求められると考える。

● テーマ⑧住民移転、先住民族

住民移転計画の作成と実行に当って、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮が必要、との助言に関して、ここで敢えて「女性」がハイライトされている具体的な背景につき知っておきたい。つまり、テーマ⑤人権、ステークホルダー、ジェンダーにおいて論じられている通り、「子ども、女性、障害者、高齢者、難民国内避難民、少数民族先住民族等」や「女性、先住民族、障害者、マイノリティなど」と、社会的に弱い立場にあるものが包括的に認知されているはずだが、上記において「女性」と特定されている趣旨をより良く理解しておきたい。

住民移転計画・生計回復支援事業の被支援国における事後評価やアウトカムの調査は、本計画の継続的な運用のためにも、妥当な質と量の支援を担保する上で必須である。

**【異議申立手続要綱】**

追加調査の段階において、「JICA の HP を通して、手続要綱見直しについて広く意見を募る」とあるが、この機会に限定せず、平素からより率直で多様な意見を収集するため、可能な限り現地語を用いた説明会を開催する等、JICA の各事務所を活用した地域に根差すコミュニケーションの場を持ってはどうか。

以上

2020年10月20日

三菱商事(株)

杉田哲哉

## JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に関する意見

2020年10月20日

杉本留三

2010年にJICA環境社会配慮ガイドライン（GL）が策定されてから10年経過し、その間、SDGs及びパリ協定の採択が最大の変化といえる。環境面の国際潮流を考慮すると、気候変動に対する対応が大きく変わっており、今回のGLの改定のタイミングは、他の国際開発金融機関の環境社会配慮のフレームワーク等の動きや方向性も踏まえ、新たに組み込む機会である。また、我が国は、昨年7月にパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を策定し、「環境と成長の好循環」を実現するため、地球規模の脱炭素社会に向けた支援の推進なども掲げたところ。今年の7月に策定された「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」では、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を基本方針としており、本GLも各省庁と足並みを揃えて、脱炭素移行との整合性が取れるよう位置づけることが求められる。

### ●論点 気候変動全般について

我が国は、今年の7月に策定された「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」に明記されたとおり、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を基本方針としたところ。具体的には「世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。」「風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案」を行うこととされており、JICAにおけるプロジェクトにおいても脱炭素移行に向けて選択肢を示していること及び脱炭素移行に向けて逆行していないか等の検討が必要と考えられ、そのような検討の必要性についてGLにも記載される必要がある。また、こうした認識の共有及びGLへの反映の上で、石炭火力に関する詳細な記載等については検討されたい。

また、個別の論点について、専門性の観点からの意見として参考とされたい。

### ●論点 1.3 事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計

上記論点に関連して、GHG排出量の予測定量化に関しては、現在のGLでは、JICA Climate FIT（Mitigation）をベースラインシナリオからのGHG排出削減量評価手法として採用していると承知。2015年のパリ協定以降、途上国・新興国も含む全ての国で排出量とそれに基づく削減目標を掲げると共に野心の向上を図ることとされている。さらには、世界の脱炭素移行に向けた取組が進んでおり、それらとの整合性を取る観点からは、将来的には途上国におけるプロジェクトもネットゼロに近づけることが重要であり、2点対応の必要性があると理解。

1点目は、排出削減効果ではなく、そもそもの事業の排出量としてのインパクトとそれを回避するための対策及び削減効果を測る必要がある。一定量以上のGHG排出が想定されるプロジェクトについては、検討する事業の影響のGHG排出量の算出及びその報告について規定を加えることが必要。また、スコープについても、インフラの電力消費他のエネルギー需要は大きくGHG排出に当た

ってインパクトがあるため、スコープ1に加えて、2の排出量を対象とする必要がある。さらに、当該プロジェクトの運用に当たり、本プロジェクト自身から生じない場合でも大きく関連する行為によってGHGが排出されるような一部のスコープ3の項目について（例えば、高速道路とそこから生じる交通から排出されるGHGなど）も、当該プロジェクトのインパクトを鑑みると、影響が大きいプロジェクトにおいては可能な範囲での推計が必要と考えられる。

2点目は、各国におけるNDCsとの整合性は必要であるが、パリ協定では、NDCsも今後各国ともに野心の向上が図られる前提となっており、現在のNDCsとの整合性では不十分で、上記の観点から脱炭素移行の一環となっていることが必要。このため、NDCsとの整合性のみならず、各プロジェクトにおいて中長期的な脱炭素移行に向けて整合的であるか否かの確認もプロジェクト形成に当たっては重要な要素としてGLに位置付けることについて検討されたい。

### ●論点 2.3 「環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の公開期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」

国際的潮流に合わせて、GHG排出量等の影響をより評価対象として検討すべき一方、環境への影響が少ない事業を迅速に進められるよう、EIA報告書の公開段階及び期間をより柔軟に判断する余地はある。世銀とADBは、それぞれHigh Risk及びSubstantial Risk案件、カテゴリA案件について、EIA報告書のドラフト段階での公開を可としている。また、ADBは、環境、先住民、住民移転のそれぞれでカテゴリ評価しており、環境がカテゴリAでなければ120日ルールは適用されない。

またJICAの現GLでは、相手国の環境当局による承認済みEIA報告書を公開してから環境レビューを行うことが求められているため、審査時に追加合意等が必要となる。この場合、国内手続きでEIA報告書の修正が行われた後での措置追加は、望ましい対策形成に当たっては必ずしも有効でもない場合もあり得るところ。

このようにカテゴリとそれに基づく措置の決定やタイミングについては、事業の効率性の向上及びよりの確な対策の検討・調整を考慮した検討は可能だと考えられる。

### 参考

パリ協定の目標達成に向け、世界全体の温室効果ガスの実効的な排出削減が必要不可欠となっている。再生可能エネルギーのコスト低下に牽引されたエネルギー転換など、エネルギー情勢が急速かつ大きく変化している中で、安価かつ安定的に調達できるエネルギー源が石炭に限られる国もあり、途上国などでは石炭火力を選択してきたという現実がある。石炭火力への資金を絞るダイベストメントのような方策もあるが、当該諸国の国民生活向上や経済発展にとって不可欠な電力アクセス向上・電力不足解消の選択肢を狭めることなく、世界全体の脱炭素化に向け現実的かつ着実な道を辿ろうとするのであれば、むしろ、こうした国々のエネルギー政策や気候変動政策に深くエンゲージし、長期的な視点を持ちつつ実現可能なプランを提案しなが

ら、相手国の行動変容やコミットメントを促すことが不可欠であると考えられる。

このため、我が国は、関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を推進していくことを基本方針とする。

その上で、今後新たに計画される石炭火力発電プロジェクトについては、エネルギー政策や環境政策に係る二国間協議の枠組みを持たないなど、我が国が相手国のエネルギーを取り巻く状況・課題や脱炭素化に向けた方針を知悉していない国に対しては、政府としての支援を行わないことを原則とする。その一方で、特別に、エネルギー安全保障及び経済性の観点などから当面石炭火力発電を選択せざるを得ない国に限り、相手国から、脱炭素化へ向けた移行を進める一環として我が国の高効率石炭火力発電へ要請があった場合には、関係省庁の連携の下、我が国から政策誘導や支援を行うことにより、当該国が脱炭素化に向かい、発展段階に応じた行動変容を図ることを条件として、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、超々臨界圧（USC）以上であって、我が国の最先端技術を活用した環境性能がトップクラスのもの（具体的には、発電効率43%以上のUSC、IGCC及び混焼技術やCCUS／カーボンリサイクル等によって発電電力量当たりのCO2排出量がIGCC並以下となるもの）の導入を支援する。

環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員会  
環境社会配慮ガイドライン改定に関する意見

令和2年10月20日  
ESD-J 鈴木 克徳

これまでの議論を踏まえ、以下のように意見を述べますので、ご検討ください。

1. テーマ①理念、気候変動

理念

- (1) G20大阪サミットでの「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を実施するためには、これまでの3回の議論で明確になっているように、環境社会配慮ガイドライン（以下JICA GL）だけでは対応できない面があるので、Appraisalに当たっての基準等の見直しが必要。いずれかの時点でAppraisalシステムの見直しが行われることが望ましい。その際、特に以下の点が重要と考えられる。
- ① 世界的な潮流に沿ったものであり、かつ、緩和対策として優れた日本のGHG等削減技術のJICAプロジェクトへの積極的な活用を推奨することを明示すること。
  - ② 将来の気候変動の影響増大に備えた自然災害等のリスクを考慮し、Appraisalに際しての構造基準等の見直しを図ること。

気候変動

- (1) 気候変動緩和対策に係る評価は、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方にに基づき、排出量に対して行われるべき。「助言3」
- (2) GHG排出量の推計を、より厳格に審査すべき。[助言6]
  - ① スコープ1については、少なくともすべてのカテゴリ-AプロジェクトでIPCCガイドラインに沿った排出量推計（現状、将来予測）が行われていることを確認する必要がある。スコープ2については、可能な範囲で実施するよう要請するものとすべき。
  - ② 排出量の推計に際しては、京都議定書に規定される7つのガス・物質だけでなく、大気中の寿命が短い温室効果ガス（short-lived climate pollutants: SLCPs）であるオゾン（O<sub>3</sub>）、ブラックカーボンについても考慮する必要がある。また、気候変動に正の影響を及ぼす（加速化する）SO<sub>2</sub>、PM等についても、大量の排出が見込まれる場合には考慮することが望ましい。
- (3) 削減対策の検討に際しては、基本的に、個別事業の排出量評価を行うことが適切であるが、必要に応じ、各国の約束（nationally determined contributions:NDCs）、**脱炭素移行に向けた国際的合意**と比べて明らかな不整合がないか確認するものとする。[助言7]
- (4) 削減対策（代替案）の検討に際しては、最新の削減技術、特に我が国の優れた削減技術の積極的な活用を推奨することが望ましい。[助言8]
- (5) 将来の気候変動の影響増大に備えた自然災害等のリスクを考慮した構造基準の強化については、基本的にはAppraisalに際して確認する構造基準で取り扱うべきであるが、どのような配慮がなされたかについては、（不必要な）異議申し立てを回避する観点から、JICA GLでも言及することが望

ましい。[助言9]

## 2. テーマ②対象事業、情報公開

- (1) 大規模な国際協力政策の見直しや世銀等他の機関における環境社会配慮施策の変更が行われた場合には、10年たたなくてもAd Hocな形でJICA GLの見直しを行うとの規定を設けるべき。[助言3]
- (2) カテゴリーA案件については、ドラフト段階の環境アセスメント報告書に対してJICAとしてコメントすることが基本的に望ましい。従って、事業者による環境アセスメント報告書の公開はドラフト段階で行うことが好ましい。ただし、Appraisalは、最終報告書を踏まえて行われる必要がある。[助言8]
- (3) EIA報告書の公開日数については、JICA GLの基本方針に示される「迅速性」との考え方に照らして、柔軟な対応を考えることが適切と考えられる。[助言9]
- (4) ①事後のモニタリングについては、供用開始後半年ごとに2年後まで行うよう借入人に求めることとしているが、道路等のプロジェクトの場合には、供用開始後10年程度してから環境影響が最大化する可能性がある。プロジェクトの性格に応じて、より長期間のモニタリングが必要である。その場合、JICAがモニタリングを実施できるような規定を検討することが望ましい。なお、必ずしも半年ごとのモニタリングは必要ない場合も多いと考えられるので、モニタリングのタイミングについても見直すことが期待される。②モニタリング結果は原則として公開すべきである。公開できない場合には、その理由を付して公開できない旨を公表すべきである。[助言10]
- (5) 先住民族計画(IPP)は、その概念を拡げて脆弱な地域住民計画(VPP)とし、先住民族だけでなく、子供、女性、老人、障害者のような地域社会において脆弱な人たちも対象にすべき。

## 3. テーマ③国際基準、審査方法

- (1) 環境影響のカテゴリーについては、当面は現行カテゴリーを維持することとし、世銀、IFC等の運用状況を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することが適切。[助言1]
- (2) 金融仲介者(Financial Intermediaries:FI)による事業については、現行ガイドラインの規定を適用することが適切。その場合、FIが支援する中小規模の事業の集積的影響の評価方法を明確化しておくことが望ましい。[助言4]

## 4. テーマ④環境社会影響評価、代替案検討

- (1) 相手国の環境社会配慮を的確に実施するためには、多くの場合、相手国(政府)の人材育成、特に環境科学等に関する人材の育成が不可欠な場合が多い。世銀プロジェクトなどと同様に、JICAプロジェクトにおいても、相手国における人材育成コンポーネントを明確に組み込み、その旨及び内容をJICA GLにも記載することが強く望まれる。[助言5関連]
- (2) 累積的影響(collective impacts)の取り扱いについては、今後ますます重要な論点になっていくと考えられるため、JICAプロジェクトに際しての累積的影響の考え方について、何らかの形で明示しておくことが、その後の異議申し立てを避けるためにも大変重要と考えられる。[助言8]
- (3) 世界銀行におけるwithout projectの例として、大規模水力発電プロジェクトに際し、ダムを建設しなかった場合の火力発電所を用いた電力供給計画との比較分析を行った事例がある。

## 5. テーマ⑤人権、ステークホルダー、ジェンダー

- (1) ステークホルダーコンサルテーションは、異議申し立てを回避するための最も重要な手段であり、意味ある協議 (meaningful consultation) が行われるよう最善の方策がとられるべき。そのような観点からは、現行のJICA GL「2.4 現地ステークホルダーとの協議」は不十分。ステークホルダーの特定方法を含め、より詳細にガイドライン本文に記載するとともに、別紙において意味ある協議方法の事例を示すことが望まれる。また、世界的には、数多くの意味ある協議の事例が集積されているので、別途意味ある協議の優事例集のようなものを取りまとめると良い。[助言3]
- (2) 世銀のステークホルダーエンゲージメントプラン (SEP) と全く同じである必要はないかもしれないが、同様な／類似の内容のプランを作成することをカテゴリ-Aプロジェクトには義務付けるべき。[助言4]

## 6. テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティ

- (1) JICA GL32ページの別紙2モニタリングを行う項目に関し、以下に掲げる項目を参照しつつとあり、必ずしも記載された項目に限定されるものではないが、大気質に関しては、最新の知見に照らして著しく不適切と考えられ、修正する必要がある。[助言2関連]
  - ① 「SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、CO、O<sub>2</sub>、煤塵、浮遊粒子状物質、粉塵等」とあるが、大気質関係とし、大気汚染に関しては、「SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、CO、オゾン (O<sub>3</sub>)、PM (PM<sub>10</sub>、PM<sub>2.5</sub>) 及びNMHC等」とし、大気質そのものよりは、世界標準に即した排出ガス・物質を明示することが望ましい。また、気候変動に関連する京都議定書対象ガス・物質 (CO<sub>2</sub>、メタン、N<sub>2</sub>O、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>) を明示すべきである。なお、その他温室効果ガス (ブラックカーボン等) についても例示されることが好ましい。  
(理由) 現在大気科学の世界で大きな課題になっている大気汚染物質は、従来のSO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>よりは、(対流圏) オゾンとPMであり、それらのガス・物質を明示することが重要。特に、オゾンは大気汚染物質としてだけでなく、大気中の寿命が短い温室効果ガスとしても重要。また、メタンは、比較的大気中の寿命が短い温室効果ガスであるだけでなく、オゾンの前駆物質としても世界的な注目を浴びており、メタンの削減対策が大きな課題となっている。
- (2) 病害虫管理については、JICA GLの項目として掲げるべき。[助言3]
- (3) 必ずしも世銀と同等の緊急対応計画 (emergency response plan:ERP) を策定することを義務化する必要はないが、供用段階にコミュニティへの影響が大きいと予想される構造物の場合には、適切な配慮を行う旨、JICA GLに明記することが期待される。[助言5]
- (4) 本来生態系サービス (ecosystems services) への影響について検討すべきであるが、そのためには検討・評価手法について明確化する必要がある。[助言7]

## 7. テーマ⑦自然生息地

- (1) 現行のJICA GLでは、生物多様性保護という概念が明確に示されていないため、自然環境に関する記述を抜本的に見直し、生物多様性保護を図ることを明記すべき。[助言1]
- (2) 生物多様性の評価手法、特に世銀が規定する「改変された生息地 (modified habitat)」における生物多様性の評価手法を明確に示す必要がある。[助言2]

## 8. テーマ⑧住民移転、先住民族

- (1) 住民移転計画・生計回復支援事業については、事業の実施主体が借入人と異なる場合があることから、確実に計画が実施されたかフォローアップが重要。そのための監視・モニタリング計画をきちんと作成する必要がある。また、監視・モニタリングに際しては、住民の満足度調査を実施することが望ましい。[助言5]
- (2) 先住民族配慮計画（IPP）に関し、基本的に、脆弱な地域住民（vulnerable local people）への配慮計画（VPP）とし、必ずしも先住民（indigenous people）だけでなく、必要に応じ、その地域に暮らす脆弱な人々（子供、障害者、老人、女性等）への影響を検討する計画（文書）を作成する旨JICA GLに明記すべき。[助言8]

（以上）

環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員会  
環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱見直しの方法に関する意見

令和2年10月20日

ESD-J 鈴木 克徳

異議申立に関し、国際開発金融機関（multilateral development banks: MDBs）は、異議申立がなされた際、公正かつ独立の立場での審査を可能にするための仕組みとして、2004年にIAM（Independent Accountability Mechanism）ネットワークを結成し、異議申立てへの対処に関するMDBs間の情報交流を図ってきた。IAMネットワークは、当初は異議申立がなされた際の紛争解決方法に関する情報交流を進めていたが、徐々に、どうすれば異議申立が生じないようにできるかという未然防止策の検討に重点がシフトしていった。

今回の異議申立手続要綱の見直しの検討に際しては、そのような国際的動向を踏まえ、異議申立がなされた際の手続について検討するだけでなく、異議申立をどうすれば防止できるかを検討する体制についても併せて検討することが望まれる。

- (1) 我が国のIAM加盟機関である3機関（JICA、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI））では、近年増えつつあるものの、他のMDBsと比べれば異議申立件数は圧倒的に少ない。他のMDBsの中には、世界銀行、IFC、IADB、ADB等年間百件から数十件以上の異議申立を受理している機関もあり、異議申立の発生原因、異議申立内容、対処に係る好事例の集積と分析が進められている。異議申立手続要綱の見直しの検討に際しては、それら集積された情報の分析を併せて行い、EIA手続きに反映することにより、異議申立の発生の抑止に努めることが極めて重要である。
- (2) 現実に起こった異議申立については、IAMに出席する異議申立審査役が最もよく把握している。異議申立審査役は、公平中立であるべき立場であるため、個別案件のEIAには直接関与しないが、EIA審査部門と密接に情報交流し、どのような場合に異議申立が行われているかを審査部門に伝達することにより、異議申立の発生の抑止を図ることが可能になる。今回の検討に際しては、そのような機関内でのEIA審査部門と異議申立審査部門との定期的な情報交流の仕組みについても検討することが望まれる。
- (3) 我が国のIAM加盟機関は、JICA、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）の3機関である。それぞれの機関が抱える異議申立組織は、世界銀行、IFC、ADB等と比べるとはるかに小さいことから、それら3機関の連携・協力は大変有益である。今回の検討に際しては、それら3機関の異議申立手続関係者の定期的な情報交流の仕組みについても検討することが望ましい。
- (4) 例えば、近年問題になっている事例としては、地元住民に対する圧力（reprisals）、紛争地域におけるプロジェクトに係るIAMの役割等がある。新たなポリシーの採択（欧州開発銀行／EBRD）や新ガイドブックやソースブックの出版（アジア開発銀行）、これまでの事例の総合的なレビュー（アフリカ開発銀行／AfDB）、関心事例に関する詳細な分析（世界銀行）等が行われているため、今回の検討と併せてそれらの情報の分析が行われることが期待される。

(アジア開発銀行の例)

- ・ 異議申し立て件数は毎年増加傾向。
- ・ その多くは、地域で影響を受ける人たちからの説明不十分との申し立て。
- ・ そのため、IAM に関する多くの経験を取りまとめた資料を作成。以下に示すガイドブック、ソースブックを公表。
  - ・ 4 種類のガイドブック (ADB スタッフ用、政府用、企業用、CSO/NGO 及び影響を受ける人々用)
  - ・ 異議申し立てプロセスに関するソースブック : それぞれのプロセスにおける実際の対応事例を取りまとめ、提示。
  - ・ 地域 (region) での異議申し立て手続きの枠組み (案)
  - ・ 国レベルでの異議申し立て手続きの枠組み (案) : 中国、インド、インドネシア等で調整中
  - ・ 過去 3 年間の経験をまとめた報告を公表

2018 Learning Report on the Implementation of the Accountability Mechanism Policy

## JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する意見書

### 理念・国際潮流

- JICA として SDGs17 ゴール中、特に 10 ゴールについて「中心的役割を示す」との方向性が示されているが、例えば、わが国が柱としてきた人間の安全保障の根幹であり国際的にも最重要視され MDGs から引き継がれている 1(貧困撲滅)、普遍的国際的価値観でありながら日本として弱いとされている 5（ジェンダー）、民間連携事業が増えている中で特に注意すべき 12（持続可能な消費と生産）、海洋国家でもあり昨今のわが国外交の柱として位置づけられている“開かれたインド太平洋”との関連性も高い 14（海洋環境）などが、含まれていないのはなぜか。SDGs は、選り好み（チェリーピッキング）せずに全体的・総合的に進めるべき中で、誤ったメッセージの内外への発信につながりうるため、再考すべき
- 国際潮流としての SDGs への言及に加え「将来世代のニーズを損なうことなく、現世代のニーズを満たすこと（World Commission on Environment and Development, 1987）」という「持続可能な開発」の原点、すなわち将来世代への貢献に立ち返るべき
- 国際潮流（パリ協定+IPCC1.5℃特別報告書）とパリ協定への日本政府の対応としての長期戦略に言及しているが、援助機関としてホスト国側の事情・潮流（特に NDC）の考慮にも触れるべき
- ポスト/ウィズ・コロナ時代への対応、特にグリーン・リカバリーの考え方に言及すべき

### 気候変動（気候危機）

- 去る7月9日に「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」が閣議決定され、その中で石炭火力支援の要件厳格化や「支援を行わないことを原則とする」との記述が含まれている。これらとの整合を取り、かつ JICA のセーフガードとしてこの骨子内容をオペレーショナルライズする内容を含めるべき。具体的には、ホスト国の「脱炭素化を誘導」する上での、具体的なクライテリアやチェック項目等を含めるべき
- 事業の気候変動「影響」の評価については、慎重に、かつ厳格にパリ協定を始めとする国際潮流（＝「パリ・レジーム」）に沿ったものとなるよう導入すべき。これまで個別案件においては「事業による影響自体の評価は技術的にできない」「総排出量に比較して事業排出は十分小さく影響は小さい」「FIT ツールにより削減効果の評価した」などの対応が見られたが、全ての国が削減義務を負い、全体として大気中への GHG 排出量の削減（最終的にはネットゼロ）を目的とするパリ・レジーム下での対応としては相応しくない。特に最後の点については、「京都レジーム」下、すなわち途上国は削減義務を追わない中で CDM を通じた支援により先進国（附属書 I 国）の「削減努力」を認めることを目的とした制度（大気中への排出総量としては増加）の中で開発された方法論・考え方に準拠しており（例えば、対象となるセクターや事業は、「排出削減効果」が見込まれるもので、必ずしも排出源としての影響ポテンシャルに基づいているわけではないと理解）、パリ・レジームに十分対応できない可能性が高いことに留意

- 事業ごとの気候変動影響評価については、従来言及されてきたのは、主にエネルギーセクター、交通・運輸セクター（特に削減効果を創出する事業）であったが、農業・土地利用セクターの排出シェアも大きい（エネルギーと同等で、交通運輸より大きい）ことに鑑み、影響評価対象とすること
- 事業ごとの気候変動影響（=事業に起因する温室効果ガス排出量）については、昨今の潮流（含む、温暖化・気候変動の進展を示す科学的根拠）を鑑み、スコープ1（事業からの直接排出）だけでなく、少なくともスコープ2（エネルギー使用を介した排出）、できればスコープ3（原材料の調達含むサプライチェーン全体からの排出）も評価対象とすべき。また、排出のロックイン効果や将来的な NDC の野心引き上げの可能性を十分考慮し、長期的タイムライン、すなわちパリ協定で定める（今世紀後半中のネットゼロ）を目標・タイムフレームをベンチマークとすべき
- 事業毎の気候変動影響（排出量の測定）だけでなく、対象国の排出削減道筋（含む NDC）への貢献、さらに JICA の事業ポートフォリオ全体の排出量、削減貢献量を透明性を持って開示すべき。また、NDC への貢献を評価あるいは留意する一方で、パリ協定の最終目的、あるいは科学的な見地（IPCC 報告書など）からみて、必ずしも NDC が気候変動対策として十分とは言えない。パリ協定としての大目標を共有しコミットする日本として、事業の個別の NDC に貢献しているかどうかだけでなく、NDC 自体の妥当性（地球規模課題を対象とし、日本もグローバル目標にコミットしていることに鑑み、対象国の NDC を無条件で受け入れるのではなく、日本としてそれが十分な内容・水準か、すなわち「インフラ新戦略」で書かれているように「脱炭素化」と整合するかどうかを評価判断することも求められる
- GL 見直しは世銀 ESF に準拠する形で進められているが、気候変動影響の評価については、パリ協定（2015 年末）や 1.5℃特別報告書(2018 年)のタイミングから、世銀 ESF に十分反映されていない点に注意。このタイミングでの見直しとなる以上、国際的な先行事例に十分なものが無くとも、国際世論をリードするようなアプローチが期待される
- 気候変動影響については、GHG 排出量（climate change mitigation）の観点だけでなく、適応の視点からの評価も導入すべき

### 生態系・生物多様性

- 生物多様性は、生物多様性条約において「人類の共通の関心事である」とされている。JICA 事業としては、対象国が保全と持続的利用の権利を有し JICA としてその援助を実施する側面と、JICA として上述の「人類共通の」価値を保全・管理する責任の双方に対応する必要がある。すなわち、対象国の法令や政策、意図のみにより評価されるべきではなく、国際的に認められる考え方と手法による評価を担保すべき
- 「保護区要件（保護区内では原則事業は実施しない）」か「生息地区分（重要生態系における対応）」という論点設定になっているが、大目標として、地球の自然環境・生物多様性が危機的状況にあること（IPBES 報告書、地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO 5）など）に鑑み、少なくともロジックとして現行ガイドラインよりも新ガイドラインが、自然環境・生物多様性の保全を緩和・（ダイリジェーション）逆行することがないようにする
- 保護区要件が必ずしも合理的でないケース（保護区内だがすでに荒廃地と化しているなど）が増えていることが、開発効果を高める上で見直しの論点となっていると理解するが、保護区要件自体が対象国の法令遵守を目的としていること（必ずしも国際的な生物多様性保全の観点から指定されているとは限らない）、「重要な生息地」に相当する地域の多く（KBA で

は全体の約4割)は法的保護下でないことを念頭に、先述のとおり全体的な自然環境・生物多様性保全・持続的な管理に資することを旨とする必要がある。現行GLでは、より制約条件が強い保護区要件によって「保護区内にある重要な生息地」は、原則事業実施対象地から除外されることで保護されてきたことに留意し、見直し後においても、少なくとも法的保護下にある「重要な生息地」の保護水準が下がることは無いようにするとともに、法的保護下にはない「重要な生息地」の保護水準が高まるような見直しとすることで、生態系・生物多様性保護の論理的な弱体化を回避、むしろ強化する必要がある。「保護区要件」の撤廃は、よほど明確に効果的な追加策を同時に導入しなければ、国際的に批判の的となる可能性に留意

- 一方で、主に途上国においては、新規保護区の指定や拡張とともに、逆に保護区の指定解除やダウングレード、ダウンスライジング(PADDD)の動きもあることにも十分留意(すなわち、保護区であることだけに依拠する保全規定でも不十分)
- 「重要な生息地」を特定する上では、事業における生物調査の限界(例えば、調査時期や回数など)を鑑み、Key Biodiversity Area(KBA)など国際的に確立された手法に基づくデータベース等を活用(参照情報として義務付けることも一案)することで、予防的アプローチを取るとともに、費用効果の高い調査・評価を実施すること(この分野では、国際的にはNGOが果たす役割の重要性も十分認識すること)
- データベースに加えて、保全生物学や調査・保全手法(例えば、エッジ効果、ドローンの活用、遺伝子バーコーディング、民間セクター参画に基づく生物多様性オフセットなど)における進歩が著しいことに留意
- 「重要な生息地」を特定する上で、絶滅危惧種は重要な指標となるが、一方で生態系を形成し、機能させているのは絶滅危惧種だけではないことに鑑み、特に地元コミュニティが享受する生態系サービスについても十分な影響評価を含めるべき
- 生態系サービスに加えて、生物多様性条約では生物多様性とジェンダー、先住民族(特に伝統的知識)の関係性も生物多様性保全・持続的利用上の重要なアジェンダと捉えている。GL(および見直し論点)では、生物多様性の持つ社会側面は、「生態系・生物多様性」の議論とは切り離されてきたが、途上国における人口増加傾向や生態系の開発圧力の増加など、人間と自然の関わり度合いが高まっていることを受け、見直しGLでは分けて対応するのではなく、総合的・統合的なアプローチを模索すべき
- 気候変動と同様、生物多様性についても事業そのものによる影響だけを議論するのではなく、全体的、総合的に地球の生物多様性の保全にJICAが(正負に)貢献しているかという視点からの規定検討が望ましい。また、IPBES報告書(2019年5月)/GBO5(2020年9月)と直近に科学的調査結果が発表されていることを鑑み、援助機関GLとしての先行事例が必ずしも十分ないなかで、JICAが国際的なリーダーシップを発揮することが望まれる

#### 派生的・二次的/累積的影響

- FAQでは二次的影響として「例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべき」とあるものの、実際生物多様性(含む生態系サービス)への派生的・二次的影響が十分評価された例はあったか?例えば、道路建設・改善事業において、広域的な交通アクセスが向上することで、事業対象地に隣接しない地域の生態系や保護区における生態系の劣化・破壊を受ける可能性は高い(先行研究でも多く指摘されている)が、これまで十分取り上げられて来なかったのではないか。生態系・生物多様性の影響評

価・配慮を考える上で、方法論含めて具体的に検討すべき

- 累積的影響の最たるもののひとつとして、気候変動（GHG の排出）が挙げられるのではないかと。事業単体からの排出のみが地球規模の影響をもたらすことはあり得ず、気候変動影響の評価は、累積的影響として捉える必要がある。その際には、累積的影響がリニアではなく、ある閾値を超えた時点で甚大な不可逆的な影響を引き起こす可能性があることにも留意

#### 費用・便益の定量化

- 気候変動影響については、排出量・排出削減量を推計し、カーボンの取引価格などを活用することで、経済的に費用・便益を定量化することが可能であり（世銀や ADB でも導入済み）、見直しを機に導入すべき

## JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定作業における意見

三宅且仁 (一社) 海外建設協会

### ○WG1、助言5

石炭火力発電への支援に掛かる考え方を明記すべきとの意見とバランスを欠くとの意見  
(意見)

石炭火力発電という1セクターだけをあげて、GL冒頭部で(恐らく否定的に)記載することは、バランスを欠くと感じます。石炭火力発電においても、本邦で開発された環境負荷が非常に少ない技術が開発され採用事例があると聞いています。このセクターを最初から否定するものではなく、個別案件ごとに是々非々で検討されては如何でしょうか？

### ○WG1、助言9

構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、環境社会配慮では気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響を対象とすべき。但し、分析の範囲・深度は課題。

(意見)

「気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響」とは、「気候変動の影響による激甚な気象現象によって対象構造物が破壊された際の周辺への影響」を指していると思われるが、構造物建設においては先ず、気候変動によって生じることが想定される激甚な気象条件を想定しそれに対し十分強靱性を有する設計を行い、設計に基づいて良質な施工が行われるべきと考えます。その上で「想定の上を行く想定外の気性条件による構造物の破壊」による周辺への影響を考慮することを否定するものではないが現時点では、相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となると思われます。従って現時点のガイドラインの記載では先ず前者「気候変動の影響を考慮した適切な設計・施工」を強調すべきと考えます。

### ○WG6、助言4

工事中の安全配慮等について、環境社会配慮の範疇とし JICA GL に記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、JICA GL への記載の要否を検討すべきとの意見があった。

(意見)

工事中の安全確保については、既往の契約図書において一定の規定がなされており、さらに JICA において「(仮) 建設工事にかかる JICA 安全標準スペック」を策定中で当協会もその動きにつき説明を受けています。安全標準スペックが策定された暁には契約図書の一部と

なる計画であると承知しています。従って、契約において詳細な工事中の安全管理が規定されるため ESGL 本文に改めての記載の必要はないと思われます。ただし何らかの記載が必要であるなら、「安全対策については契約約款における規定及び（仮）建設工事にかかる JICA 安全標準スペックに基づき、適切に行う」のように記すことで足りると考えます。

#### ○WG7、助言 6

プライマリーサプライヤーへの対応について、実現可能な範囲で JICA GL に含めることができないか検討するべきとの意見があつた。

（意見）

主旨は賛同しますし、チェックの義務が発注者側に存在するものであれば問題はなく、必要な場合取引すべきプライマリーサプライヤーや資材を正確に指定して頂く必要があると考えます。

工事を請負うコントラクターは、サプライヤー選出の際には法令順守など多方面からのチェックを実施することが通常ですが、チェックには限界もあるのが実体で、砂利や木材などの資材がプライマリーサプライヤーにより環境に影響が少ない方法で取得されたものであるかまでチェックすることには権限、費用、ノウハウ等から問題があり、コントラクターにおいて実施することは困難と言えます。

従つてもし ESGL において記載が必要ならば、「プライマリーサプライヤーの資材調達に関し、環境社会配慮の観点から必要となる場合、調達先及び所得方法等について入札図書において正確に指定し、適切な資材価格を見込むことが必要である。」のように記載するべきと考えます。

## 1. 環境社会配慮ガイドラインの改定に関するコメント

### 1.1 全体事項

- 1) 本ガイドラインの包括的検討を通じて、助言委員会で出された助言のうち改定の方向がまとまっている事項については、原則として改定内容に反映するとともに、反映しない場合にはその理由と代替となる対応について明確に示すことが求められる。
- 2) レビューならびに包括的検討の段階では、世界銀行の 10 項目に亘る **Environmental and Social Standard (ESS)**を含めて、他の国際協力機関のサーフガードポリシーが参照されている。協調融資案件におけるコモンアプローチの導入も考えられることから、今回の改定で可能な限り整合性を図ることが望ましい。一方で、環境社会配慮の実施体制の違いも考慮して、実現可能性も考慮した内容とすることが求められる。
- 3) 今回の改定にあたっては、次の改定までの 10 年間を見据えた内容とし、短期間に内容の変更が求められないよう基本原則を主に扱うことが求められる。
- 4) 今後 10 年間に生じうる変化に柔軟に対応できる自由度を確保することも肝要と考えられる。

### 1.2 個別事項

#### 1) 理念、気候変動

- ・助言 1 から 4 に関連して、**SDGs** やパリ協定、開発協力大綱、ミティゲーション・ヒエラルキーについては基本的な考え方であり当面大きな変更はないと思われることから、ガイドラインの本文で触れることが求められる。

#### 2) 対象事業、情報公開

- ・助言 7、8 に関連して、環境レビュー前の環境アセスメント (EIA) 報告書の扱いについては、ドラフト版を審査の対象とするかどうかについては、報告書の質の確保が重要と思われる。そのため、当該国においてこれまでに発行されたドラフト版の EIA を精査したうえで、審査に耐えうると判断される場合に限り、ドラフト版も可とすることも考えられる。
- ・助言 10 に関連して、事業のアカウントビリティ確保の観点から、モニタリング結果は原則公開とし、相手国と合意できない場合は合理的な理由を求め、その結果を公表することが求められる。

#### 3) 国際基準、審査方法

- ・助言 1 に関連して、世銀 ESS におけるカテゴリ分類の評価軸に対象事業だけでなく、相手国の環境社会管理能力やガバナンスの側面も含まれていることから、これまでのカテゴリ分類との整合性や JICA における実施体制も考慮すると、現状の分類を維持することが望ましい。ただし、協調融資等で議論が想定される実施機関との間のカテゴリ分類との整合性を予め検討しておく必要がある。

#### 4) 環境影響評価、代替案検討

- ・助言 4、5 に関連して、環境社会配慮の質を確保する意味で、協力準備調査や EIA、住民移転計画 (RAP) の作成においてこれまで実施してきた相手国支援の姿勢を維持しつつ、相手国の能力向上や技術移転に資する取り組みにも配慮すべきと思われる。

- ・助言 6、7 に関連して、不可分一体事業については、現状のように FAQ のみに示すのではなく、基本的な考え方をガイドライン本体に含めることが求められる。

#### 5) 人権、ステークホルダー、ジェンダー

- ・助言 2 に関連して、民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即して実施されるように求めることを基本事項または民間連携事業に関する項目に含めることが求められる。
- ・助言 4 に関連して、世銀のステークホルダーエンゲージメントプラン (SEP) の扱いについては、実質的に同等の内容を確保することし、特に、JICA が協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合や、RAP に SEP の内容を含めることで代用しようとする場合には、ステークホルダーの範囲や計画の内容を精査することが求められる。
- ・助言 6 に関連して、世銀 ESS10 にあるステークホルダーにおける **Other interested parties** は、現行ガイドラインにおけるステークホルダーよりもやや広い概念と思われることから、現行ガイドラインにおいてステークホルダーを「現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体」から、事業に関心がある人々まで含めるような表現を検討することが望ましい。

#### 6) 労働、汚染管理、コミュニティ

- ・助言1に関連して、世銀のESS2ではこれまで以上に事業実施に関わる労務管理や労働安全衛生に関する配慮が求められていることから、ICAがこれまで進めてきた相手国／実施機関が合意する契約一般条項や実施機関とコントラクター等の契約約款に言及しつつ、**Multilateral Development Bank Harmonised Edition**の契約約款 (**General Conditions**) への対応することを環境社会配慮ガイドラインにおいて記載することが求められる。
- ・助言 5 に関連して、事業実施に伴い敷設される構造物の安全性は、気候変動要因も考慮すると想定外の災害等が発生により損なわれる可能性があることから、周辺のコミュニティを含めた緊急対応計画の策定が必要に応じてなされる枠組みにすることが求められる。
- ・助言 7 に関連して、事業実施により周辺コミュニティが受ける生態系サービスの影響も環境社会配慮の範囲として扱うことが求められる。

#### 7) 自然生息地

- ・助言 5 に関連して、世銀 ESS6 にある生息地区分の導入については相手国の生息地の状況が十分に把握されていることが前提であることから、こうした情報が十分に得られない場合は区分の導入は慎重に進めた方がよいように思われる。
- ・助言 7-9 に関連して保護区の扱いについては、世銀 ESS6 で示されている重要な自然生息地 (**Critical Habitat**) が客観的に特定されていることが前提であると考えられる。一方で、相手国においてはこうした情報が十分でない可能性があることから、第一段階では相手国の法制度に基づく保護区も参照したうえで重要な生息地を評価し、制度上の保護区で事業を実施しようとする場合の要件について、現行の FAQ をもとに基本的な考え方をガイドライン本文に記載することが求められる。

#### 8) 住民移転、先住民族

- ・助言 4 に関連して、住居や耕作地、商業施設などの物理的な施設の移転のみならず、事業実施により生計手段の変更を迫られる人々への配慮も本ガイドラインの範囲に含めることが求めら

れる。

- ・助言 7 に関連して、事業の影響範囲に先住民族が居住する場合には、原則として先住民族配慮計画（IPP）の作成を求めて、計画を策定しない場合には代替としての配慮事項を整理することをガイドラインに記載することが求められる。

## 9) その他

- ・新型コロナウイルス感染症にみられるように、疾病の広がりによっては環境社会配慮で求められる調査やステークホルダー間の協議に一定の制約が生じる可能性があることから、ICT の活用などを含めて適切な環境社会配慮がなされるようガイドラインで扱うことが望ましい。

## 2. 異議申立手続要綱の見直しに向けたコメント

- 1) 1994 年のガイドライン改定以降、JICA が進めてきた事業実施に関わる環境社会配慮の取り組みが一定程度効果を挙げていることも考えられることから、助言委員会を含めた事業実施における環境社会配慮の体制と異議申立に関する手続きとの連携を考慮した位置づけの中で要綱見直しの議論がなされることが望ましい。
- 2) 本手続きのレビューには、これまで異議申立がなされた案件に対する処理の内容とともに、現行制度では申立までに至らなかったものの苦情処理では十分に対応できているとはいえない案件も対象に、議論がなされることが望ましい。
- 3) JICA のウェブサイト等を通じて、事業の対象地域に居住する相手国の住民や NGO などが意見を提出する機会を設け、前回のガイドライン改定後に実施された事業に関連した NGO 等に周知することが求められる。仮に意見がなかったとしても、機会を提供したことに意義があると思われる。
- 4) これまで個別事業の異議申し立てに関する処理に関わったり国際会議等を通じて他機関の異議申し立て制度に知見を有する異議申立審査役との意見交換の場を持つことも有益と考えられる。候補として、原科幸彦・前審査役や松下和夫・現審査役ほかが挙げられる。

2020年10月20日

三井物産株式会社  
持田 憲一

## JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会に関するコメント

### 1. 【環境社会配慮ガイドライン】

下記視点をバランス良く確保する環境社会ガイドライン改定案を議論させて頂き度いと考えます。

- 1) JICA 各協力事業に参画する環境社会配慮ガイドラインのユーザーとして、迅速性を失わず、活用利便性を維持し、開発効果を最大化すること。
- 2) JICA 各協力事業の実施に際し、相手国に適切な環境社会配慮を促すこと。
- 3) JICA 各協力事業の実施に際し、JICA による環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保すること

#### ① : 理念、気候変動

助言 1~4 : 助言に異論ありません。

助言 5 : 今後長期に運用される JICA GL の理念として、特定の一セクターに言及するのはバランスを欠いていると考えます。

助言 6 : 助言に異論ありません。

助言 7 : 個別事業と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別するべきと考えます。

助言 8~9 : 助言に異論ありません。

#### ② : 対象事業、情報公開

助言 1~2 : 助言に異論ありません。

助言 3 : 個別の新スキーム性質の特徴から、JICA GL の適否を都度検討するのが適切と考えます。

助言 4~6 : 助言に異論ありません。

助言 7 : 助言に異論ありません。

助言 8~10 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。

#### ③ : 国際基準、審査方法

助言 1~4 : 助言に異論ありません。

#### ④ : 環境社会影響評価、審査方法

助言 1 : 助言に異論ありません。

助言 2 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。

助言 3~5 : 助言に異論ありません。

助言 6~8 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。

助言 9~13 : 助言に異論ありません。

#### ⑤ : 人権、ステークホルダー、ジェンダー

助言 1 : 助言に異論ありません。

助言 2~6 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。

#### ⑥ : 労働、汚染管理、コミュニティ

助言 1~4 : 助言に異論ありません。

助言 5 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。

助言 6 : 助言に異論ありません。

助言 7 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。

⑦ : 自然生息地

- 助言 1 : 助言に異論ありません。
- 助言 2 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。
- 助言 3 : 助言に異論ありません。
- 助言 4 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。
- 助言 5 : 助言に異論ありません。
- 助言 6~7 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。
- 助言 8 : 助言に異論ありません。
- 助言 9 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。

⑧ : 住民移転、先住民族

- 助言 1 : 助言に異論ありません。
- 助言 2~3 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。
- 助言 4 : 助言に異論ありません。
- 助言 5 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。
- 助言 6~7 : 助言に異論ありません。
- 助言 8~9 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。

2. 異議申立改定の進め方

進め方に関する事務局（案）に異存ありません。

各委員を含む幅広い方々から頂戴したご意見・ご評価に基づき、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保する異議申立手続要綱改定案を議論させて頂き度いと考えます。

以 上